

外機密

電信寫

昭和十六年六月十日

昭和十六年 一五七八四 (略)

柏林 六月九日後發
本省 十日午前着
歐、通

松岡外務大臣

大島大使

第六五八號

日。蘭印交渉ニ關シテハ當地新聞ニ於テモ相當注意ヲ引キ居リ且
又大東亞共榮圈ニ關スル諸問題ニ付隨時獨側ニ説明スル必要モ
リ最近我方ニ送付セラルル蘭印側問答及交渉経緯概要電報相
煩成シ(了)

S 2.2.0.0-16

2064

B-0156

005

品	目	我方提案ノ 一ケ年間對日 輸出要求量	今四箇月ノ 輸出量	今四箇月ノ 同答セル對日 輸出量
1 珈琲	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
2 南洋材	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
3 綿黒植	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
4 樹脂コパル	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
5 カボツク織維 (種付ヲ含ム)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
6 カボツク種子	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
7 玉蜀黍	1,000,000	1,000,000	1,000,000	

S 2,2,0,0-16 2066

五月二十日芳澤代表ヨリ蘭側代表ニ提出セル日本ノ蘭印
物資買付数量案及之ニ對スル蘭側代表ノ同答セル對日輸
出量及對日輸出希望一覽表
(註) 蘭側四箇月中對日輸出量ヲ一ケ年分ノ數量ト月割數量トノ
二種ニ分チ居ルカ一ケ年分ハ本年一月ヨリ十二月迄ノ輸出
總量ヲ指シ月割トセルモノハ一九四一年ノ殘余ノ期間(七
月以降六ヶ月ト見テ可然)丈ケト解スヘシ

S 2,2,0,0-16

2065

B-0156

8	9	10	11	12	13	14	16
コ ブ ラ ニ ミ コ コ	カ ツ サ バ ル ト	藤	バ ー ム 油	製 綿 用 棉 花	タ ン ニ ン 材	砂 糖	生 護 謨
ハ 〇 〇 〇 〇	ハ 〇 〇 〇 〇	ハ 〇 〇 〇 〇	ハ 〇 〇 〇 〇	ハ 〇 〇 〇 〇	ハ 〇 〇 〇 〇	ハ 〇 〇 〇 〇	ハ 〇 〇 〇 〇
	ハ 〇 〇 〇 〇					ハ 〇 〇 〇 〇	ハ 〇 〇 〇 〇
ハ 〇 〇 〇 〇			ハ 〇 〇 〇 〇		ハ 〇 〇 〇 〇	ハ 〇 〇 〇 〇	ハ 〇 〇 〇 〇
			ハ 〇 〇 〇 〇		ハ 〇 〇 〇 〇	ハ 〇 〇 〇 〇	ハ 〇 〇 〇 〇

(註) 我方ニ於テ本年一月ヨリ六月迄ニハ九〇〇屯輸入スルコトトナルカ故七月一十二月分ハ一〇〇屯ナリ

S 2,2,0,0 -16

2067

16	17	18
錫 (地金)	ホーキサイト	ニッケル
ハ 〇 〇 〇 〇	ハ 〇 〇 〇 〇	ハ 〇 〇 〇 〇
ハ 〇 〇 〇 〇	ハ 〇 〇 〇 〇	ハ 〇 〇 〇 〇
ハ 〇 〇 〇 〇	ハ 〇 〇 〇 〇	ハ 〇 〇 〇 〇
ハ 〇 〇 〇 〇	ハ 〇 〇 〇 〇	ハ 〇 〇 〇 〇

(註) 本年六月迄ニハ一〇〇屯對日輸出済トナルカ故残セ〇〇屯ナリ

(註) 本邦商社日蘭商事會社ト「ホーキサイト」開發會社トノ契約ニ於テ來年ヨリ毎年四〇〇〇〇屯買取ニ付長期契約アリ「フアン、モーク」ニ和蘭關係者ノ一人トシテ事情良ク承知ノ答

S 2,2,0,0 -16

2068

B-0156

25	26	27	28	29	30	31	32
黄	蜜	豆	コ	貝	蒟	屑	同△モリブデン
麻	蠟	類	ア	穀	芋	鐵	級品)ニ付テハ對日輸出上蘭印政府力積極的努力ヲ爲スコトヲ確
一三〇〇	(三二〇千圓)	(二五〇千圓)	(八〇千圓)	(一〇〇千圓)	(一五〇千圓)	(六〇〇千圓)	約セラレ度
一三〇〇	三二〇千圓	一五〇千圓	八〇千圓	一〇〇千圓	一五〇千圓	六〇〇千圓	(蘭)之ニ對スル蘭側回答ニ於テ此等礦物ノ採掘狀態ニ鑑ミ將來性ニ
							大ナル期待ヲ懸ケ難シト稱ス

33	34	35
ビツヂ、コーラス	糖	サイザル
之ニ對シ日本輸入業者ハ石油會社ト交渉セ	蜜	之ニ對シ日本政府ハ正常量ノ二十五倍ノ輸入ヲ計畫ス
ラレ度ト回答シ來レリ	之ニ對シ日本政府ハ蘭印ヨリ正常量ノ三十倍ノ輸入ヲ計畫セラレ居ルカ之ニ付テハ確固タル意見ヲ開陳シ難シト回答越セリ	ルカ之ニ付テハ何等意見ヲ申述ヘ難シト回答越セリ

B-0156

三宅事務室

8



六月九日

通商局第六課

五月二十日芳澤代表ヨリ蘭側代表ニ提出セル日本ノ蘭印
物資買付数量案及之ニ對スル蘭側代表ノ回答セル對日輸
出数量及對日輸出希望一覽表

(註) 蘭側回答文中對日輸出数量ヲ一ヶ年分ノ數量ト月割數量トノ
二種ニ分チ居ルカ一ヶ年分ハ本年一月ヨリ十二月迄ノ輸出
總量ヲ指シ月割トセルモノハ一九四一年ノ殘余ノ期間一七
月以降六ヶ月ト見テ可然一丈ケト解スヘシ

S 2.2.0.0-16

2073

B-0156

010

S 2.2.0.0 -16

B-0156

S 2,2,0,0 -16

2074

16 錫（地金）

〇〇〇〇 〇〇〇〇

輸入スルコトナルカ故七月一十二月分ハ一
〇〇 屯ナリ
（註）客年東京ニ於ケル交渉ニ依リ和蘭政府ヨリ一
年間〇〇〇 屯ノ對日輸出方保障ヲ取付ケタル
ニ付直チニ本邦一商社ヲシテ十ヶ月間ノ長期契
約ヲ爲サシメタリ而シテ十月現物買トシテ右長
期契約分ト全然別個ニ〇〇 屯買付タルカ其
積残リ〇〇 屯ヲ本年一月輸入セリ
然ルニ本月ヲ以テ右長期契約満期トナル爲七月
ヨリ向フ一ケ年間ノ契約ヲ更新セシメントシタ
ルニ蘭印側ハ石〇〇 屯ヲ加算シ本年六月迄ニ
既ニ〇〇 屯對日輸出スルコトナルカ故之
ヲ〇〇 屯ヨリ差引タル殘セ〇〇 屯カ本年殘
余期間ノ對日輸出スヘキ數量ナリト主張シ居ル

S 2.2.0.0-16

2076

17 ポーキサイト

〇〇〇〇 〇〇〇〇

ニ付其不都合ヲ指摘シ蘭印當局ニ對シ交渉スル
據石澤總領事ニ訓令セリ

（註）本品ニ付テハ各年東京ニ於テ和蘭政府ヨリニ〇
〇〇〇 屯ノ對日輸出承諾ヲ取付居タルカ元來
本邦商社日蘭商會社ト「ポーキサイト」開發
會社トノ契約ニ於テ本年ヨリ毎年〇〇〇 屯
屯買取ニ付長期契約アルヲ以テ今次會商ニ於テ
モ之ヲ基礎トシテ要求セルモノナリ

18 ニッケル

〇〇〇〇 〇〇〇〇

（註）本品ニ付テハ各年東京交渉ニ於テ和蘭政府ヨリ
一ケ年一〇〇〇 屯ノ對日輸出ニ關シ承諾ヲ
取付ケ居レリ而シテ元來本品ニ付テハ蘭印「ニ
ッケル」開發會社タル「ボニトロ」社ト本邦商

S 2.2.0.0-16

2077

21 ヒ マ シ	20 工 業 鹽	19 滿 僑 債
(註) 客年東京ニ於ケル交渉ニ於テ和蘭政府ヨリ對日輸出ノ保障ヲ取付タルモノナリ 六〇〇〇無條件	(註) 本品ニ付テハ各年東京交渉ニ於テ和蘭政府ノ保障ヲ取付且ツ八月本邦一商社ヲシテ三ヶ年間ノ長期買付契約ヲ爲サシメタリ 二〇七〇〇無條件	社太洋鐵業會社、MMC社ト日蘭商事會社間ニ私的契約アリテ蘭印會社側ニ於テハ對日輸出ヲ満足トナシ居ルモノナリ 二〇〇〇 (註) 本品ニ付テハ最近ノ日、蘭代表會談ニ於テ蘭側ハ一ヶ年六〇〇〇屯以上ノ對日輸出不可能ナル旨主張シ居タルモノナリ

24 鑽 油	23 ギ ー ホ	22 規 那 皮
(註) 一、八〇〇〇〇屯トセルコトハ客年向井忠晴ノ交渉ニ依リ契約シタル數量ニシテ日、蘭兩代表ノ最近ノ會談ニ於テ蘭側代表ハ此數量ノ對日輸出ノ保障ヲ取付タルモノナリ 一、八〇〇〇〇	(註) 今次會商ニ於テ蘭側代表ハ規那皮ハ一トラストノ關係上多量ノ輸出困難ナレトモ製品タル「キニ」ハ我希望通輸出スヘシト申出アリタルニ付之ヲ一ヶ年八〇屯トシテ要求セルニ今同ノ回答ニ於テ日本ノ一ヶ年需要量ヲ六〇屯ナリト指摘シ居レリ 五	(註) 客年東京交渉ニ於テ和蘭政府ノ對日輸出ニ付保障ヲ取付タルモノナリ 六〇〇〇無條件

25	黄	麻	1,000	
26	蜜	蠟	(三二)千圓	無條件
27	豆	類	(二二)千圓	無條件
28	コ	ア	(八〇)千圓	無條件
29	貝	殼	(二〇)千圓	無條件
30	莖	芋	(二二)千圓	無條件
31	屑	鐵	六〇〇〇	
32	含ム	(註)日本ノ國內消費ニ充當セラレ且ツ和蘭ノ同盟國 向ニ必要トセサル限リ對日輸出ニ反對ナシ		
ニ付テハ對日輸出上蘭印政府カ積極的努力ヲ爲スコトヲ確約セラ				
レ度				
之ニ對スル蘭側回答ニ於テ此等鐵物ノ採掘狀態ニ鑑ミ將來性ニ大				
ナル期待ヲ懸ケ難シト稱ス				

S 2.2.0.0-16

2081

輸出可能ナリト申出テ且ツ長期契約ヲナスモノ
ナラハ更ニ増産シテ對日供給量増加モ考慮シユ
ヘシト稱シタルニ付我方トシテハ五ヶ年間或ハ
其以上ノ長期契約トスルモ可ナルヲ以テ結局一
ヶ年ニハ六〇〇〇〇〇屯迄買付クル用意アルコト
ヲ通告シ置タリ
然ルニ今因ノ回答ニ於テ鐵油ニ付テハ日本鐵
入業者ト石油賣社トノ交渉ニ俟ツヘキ事項ニシ
テ和蘭政府ハ石油資源ノ現狀ヨリ見テ生産増加
ヲ許サストノ意見ナリト申出來レリ

S 2.2.0.0-16

2080

B-0156

機密

昭和18 一五八九六 一
本 六日十日午後
十日午後
往電第二二二九號 館長 鈴木 敬
十日午後五時ヨリ七時迄「モ」ト書翰「石」ト云「同席」同席同
答中 疑問トスル點ニ關シ詳細説明ヲ求メタル所 疑問 答ハ同答文
ソノモノカ異アル印 差ヨリモ若干「ト」リアルコト判明セリ 妥協
追電ス

第二二七號トハ八日 昭和18 万 代表 謝 龍 龍

S 2.2.0.0-16

2083

33 ビンチヨックス

之ニ對シ 假油ト同様日本輸入業者ハ石油會社ト交渉セ

34 糖

之ニ對シ 日本政府ハ剛印ヨリ正常量ノ三十倍ノ輸入ヲ

計畫セラレ居ルカ之ニ付テハ確固タル意見ヲ開陳シ難
シト回答越セリ

35 サイザル

之ニ對シ 日本政府ハ正常量ノ二十五倍ノ輸入ヲ計畫ス
ルカ之ニ付テハ何等意見ヲ申述ヘ難シト回答越セリ

S 2.2.0.0-16

2082

B-0156

外機密

電信寫

昭和16

一五八九六

一四一

本
タウイア
名

六月十日
午後
十日午後

松岡外務大臣

芳澤代表

哲商第二二九號（館長付郵便）

往電第二二二號及第二二七號ニ返シ

十日午後五時ヨリ七時迄「モ」ト替換（右「モ」ハ「一」同席）内閣同

客中質問トスル點ニ關シ詳細説明ヲ求メタル所屬側與黨ハ回答文

ソノモノカ與フル印衆ヨリモ若干ノ「ト」アリコト判明セリ余則

追電ス

註

（第二二七號トハ八日接到ノ芳澤代表請訓電信ニ
該當スヘシ）
信 局

S 2.2.0.0 -16

2084

蘭印交渉ニ對スル今後ノ方針（案）

燃料局
一六六一〇

芳澤代表ノ提出シタル我方ノ要求ニ對シ蘭印側ノ回答ハ從來ノ主張
ヲ一步モ譲ラス右回答力最後のノモノトスレハ今後如何ナル態度ヲ
以テ之ニ臨ムカハ我國ノ最高方針ヲ以テ決セラルヘキモノナルカ石
油ニ關シテハ他ノ物資ト同一ニ取扱ハルヘキ性質ノモノニ非ル事ハ
我國ノ石油事情ニ照シ事明ノ理ニシテ從來ノ交渉モカカル方針ノ下
ニ進メラレタル次第ニシテ今後モ從來ノ方針ヲ堅持シ他物資ノ交渉
カ更ニ繼續セラルルト打切ラルルトニ拘ラス飽迄別個ニ從來ノ交渉
ヲ持續貫徹スル事ニ努メントス
右主意ニ基キ具體的方針ヲ列舉セハ次ノ如シ

「一般交渉力繼續セラルル場合」

（一）民間代表及隨員ハ其儘駐在ス

（二）鐵區ノ問題ニ關シテハ蘭印政府ヲ對手ニ「ボルネオ」鐵區ノ調

（日本標準規格B5）

S 2.2.0.0 -16

2085

外務省

B-0156

015

査開發ノ急速促進ヲ計リ一方長期戰的ニ「ニューギニヤ」「セ
レベス」鐵區ノ調査着手ヲ認メシムル様交渉ヲ進ムルト共ニ「
タラカン」對岸及「メタン」地區ニ對スル要求トN-I-A-Mニ資
本參加ノ要求トノ貫徹ニ努力ス

(三)買油交渉ハ英米商社ヨリ代表カ蘭印ニ出テ來ル事ヲ承諾セサル
以上交渉ヲ進ムル事ハ困難ナル事情アルニ鑑ミ代表部ハ買油交
渉ヲ打切ル事無ク、取敢ヘスノ問題トシテハ買油契約ノ續取ノ
圓滑ヲ計ルト共ニ、契約品種ノ訂正及契約條件ノ適正化ニ對ス
ル交渉ニ當リ長期戰的ニ買油數量増加ノ交渉ヲ進ム

(四)買油數量ノ増加要求ニ關シテハ東京ニ於テ「ライ」社「ス」社
ヲ對手ニ交渉ヲ開始ス但此場合現地ニ於ケル交渉ニ支障ヲ與フ
ルカ如キコトナキ様充分ノ考慮ヲ拂フ

一般交渉ヲ打切ル場合

(一)全權團力交渉打切りノ上引上ヲ決行スル場合ニハ全權ヨリ石油

外務省

(日本標準規格B5)

S 2.2.0.0 -16

2086

交渉ハ更ニ石油代表ヲシテ交渉ヲ繼續セシムル旨ヲ承認セシメ
石油代表及隨員ヲ其艦駐在セシム

(二)石油代表及隨員ハ前號ト同一ノ主旨ニ基キ交渉ヲ進メ、日蘭印
關係最惡ノ狀態ニ置カラル場合ニ於テモ最後ノ一刺迄我方ノ主
張ヲ推進スルコトニ努ム

一般交渉ヲ打切ル事ハ我方ノ要求ノ後退ヲ認ムル事トナルヲ以テ
之カ石油ニ影響スル事甚大ナリ
從テカカル措置ニ出テサル事カ最モ望マシキ事ナルモ萬一一般交
渉打切ノ場合ニ於テモ石油ハ之ニ禍サレサル様事前ニ萬全ノ措置
ヲトル事肝要ナリト認ム

外務省

(日本標準規格B5)

S 2.2.0.0 -16

2087

B-0156

日蘭經濟交渉經過概要

昭和十四年十一月（和蘭參戰以前）在「ヘーグ」帝國公使ヨリ和蘭政府ニ對シ交渉開始方提議ス
昨年五月和蘭參戰後ハ東京及「バタヴィア」ニ於テ折衝ス
昨年五月、六月及七月蘭側ハ十三品目ニ付我方ニ對シ確約ヲ與フ
昨年九月小林使節派遣、十一月石油問題ニ付一應妥結ス
昨年十二月芳澤使節派遣
本年一月十六日入國、企業、交通、通信問題及通商問題ニ關スル第一次我方要求ヲ提出ス
本年二月三日右ニ對シ蘭側代表ヨリ我方代表ニ覺書ヲ提出ス
蘭來石澤代表ト「ホーフストラーテン」通商局長トノ間ニ豫備的會談行ハル
入國、企業、交通、通信問題及本邦商品ノ蘭印向輸出問題ニ關シ

(日本標準規格B5)

S 2,2,0,0-16

2088

外務省

テハ五月十四日、蘭印產物資ノ本邦向輸出問題ニ關シテハ五月七日及二十日、石油利權ノ問題ニ關シテハ五月二十二日我方最後案ヲ提出ス

六月六日右ニ對シ蘭側ヨリ回答シ來ル

入國、企業、交通、通信問題ニ關スル蘭側回答要點

(一) 蘭印住民ヲ保護スルノ必要上多數日本人ノ入國ハ許可シ得ズ

(二) 在留日本人ノミヲ診療スベキ日本人醫師ノ入國、開業方ニ付テ

ハ好意的ニ取計フベシ

(三) 經濟開發ハ大体獨力ニテ之ヲ爲スコトヲ得、否寧ロ和蘭ノ資本

及勞働ノ爲ニ之ヲ保留シ置クノ要アリ又國防上ノ理由ニ依リ外

國人ニ許シ得サル場合多シ

依テ外國人ノ企業又ハ營業ニ對スル許可ハ個々ノ場合ニ付テ審

査シ可否ヲ決スベシ包括的官質ハ與フルコトヲ得ズ

(四) 石油鑛區ニ關スル利權

(日本標準規格B5)

S 2,2,0,0-16

2089

外務省

B-0156

(イ) 「ボルネオ」

(1) 「サンクリラン」地方（ニセサ〇〇〇「ヘクタール」）ノ
利権ヲ與フ

(2) 「マンカリアット」半島ノ全鐵區（一ニ〇〇〇〇〇「ヘク
タール」）ヘノ延長方ニ付テモ考慮ス

(ロ) 「セレベス」

「バンガイ・ブロック」地方鐵區（一ニ一四〇〇〇「ヘクタ
ール」）ニ付テハ既存日本人企業ノ成績ヲ見タル上優先的ニ考
慮ス

(ハ) 「ニューギニア」

東北部鐵區中六〇〇〇〇〇「ヘクタール」ニ付(ロ)ニ同ジ

(四) 其ノ他ノ項目ニ付テハ總テ拒否ス

「通商問題ニ關スル蘭側回答要點」

(一) 蘭印產物資ノ日本向輸出問題

(イ) 蘭側ノ戦争上ノ緊急必要ニ付テハ和蘭政府ガ唯一ノ判定者タ
ルノ權利ヲ保留ス

(ロ) 現在ノ事態ニ變更アル場合又ハ直接ニモ間接ニモ和蘭及同盟
國ニ有害ナリト認ムル場合ニハ各種物資ノ輸出ヲ制限又ハ整
止ムベシ

(ハ) 護膜一本年中心一萬五千應ナルモ九千九百應ハ既ニ我方ニ於
テ輸入済ナルニ依リ残り五千百應ヲ獲得シ得ルニ過ギズ

(ニ) 錫一三十三千應ナルモ既ニ二千三百應ハ輸入済ニ付残り七百應ヲ
輸入シ得ルニ過ギズ

(ホ) 「ボーキサイト」一毎月二萬應ノ年額二十萬應トス

日、蘭印業者間ニ一九四〇年以後毎年四十萬應宛買取ル契約
アルニ拘ラズ之ヲ無視シ右ノ如ク制限セントス其ノ結果住友

B-0156

日曹ノ二工場ハ閉鎖、日本「アルミ」、日本輕金屬ノ二工場
ハ二割操短ノ已ムナキニ至ル
(一)「キエーネ」一毎月五週(四年、後期六ヶ月間ニ至ル)
無制限ニ供給スベシトノ從來ノ言質ヲ無視サルモノナリ
(二)要之蘭印ノ不要ナル物資ハ之ヲ日本ニ賣ルモ蘭、英、米ノ必
要トスルモノ及其ノ對日輸出ヲ好マザルモノノ輸出ハ極度ニ
制限ヤントスルニアリ
(三)日本商品ノ蘭印向輸出問題
(イ)本問題ニ關シテハ石澤「ハルト」協定及小谷「フアン・モー
ク」協定アリ之ヲ修正スルノ必要ヲ認メズ
(ロ)然シ日本ノ輸出條件ガ合理的ナラバ蘭印ノ實需ヲ基礎トシテ
向フ六ヶ月間ノ日本品輸入割當量ヲ明示スベシ

外務省

由
(一)入國、企業、交通、通信問題ニ付テハ全面的拒否ニ遭ヒタルガ
假令蘭側ガ應諾シタリトスルモ現狀ニ於テハ我方トシテ實際上
大ナル進出ハ爲シ得ズ
(二)我方ハ日本製綿布、雜貨ノ蘭印ヘノ輸入ニ付夫々蘭印ノ全輸入
量ノ約八割ニ相當スル割當ヲ要求スルモ日本ノ資金二千
五百萬盾ガ蘭印ニ事實上居睡リシ居ル狀態ナレバ日本品ノ蘭印
向輸出ハ大ナル意味無シ
(三)依テ問題ノ核心ハ物資獲得ノ點ニ在ル處此ノ點ニ關シ蘭側ハ協
定ヲ極メテ短期間ナラシメントサルノミナラズ對日輸出量ヲ蘭
側ノ一存ニテ自由ニ變更ヤントスルモノナレバ協定トスルノ意
義無シ
(四)假令交渉ヲ打切り協定ヲ締結ヤザルモ蘭側ノ不要トスルモノ又ハ

外務省

B-0156

蘭側ガ現ニ申出テ居ル程度ノ數量ノ物資ハ普通ノ商取引ニ依リ
依然我方ニ之ヲ賣ルベシ

註「本邦貿易額中對蘭印貿易ノ占ムル割合（昭和十五年度）

輸出 四・七四「パーセント」（一億七千三百萬圓）

輸入 三・六三「パーセント」（一億二千五百萬圓）

註「蘭印貿易額中對日貿易ノ占ムル割合（昭和十五年度）

輸出 二二「パーセント」

輸入 五「パーセント」

外務省

（日本標準規格B5）

S 2.2.0.0-16

2094

沿岸航路ハ經濟上ノ理由ニ依リ重視シKPM及土人海運業保護
ノ方針虎丸ニ付テハ修理中ノ代船ハ認ムルモ増船ハ許可セス又
シ丸ノ「マノクワリ」「モミ」間就航許可ハ検討中
(1)新規事業ニ伴フ沿岸航海、沿岸航海ヲ必要トスル企業計畫ハ
最初其ノ旨申出ラレ度原則許可ハ不可能
(2)不開港地ノ寄港手續簡易化及開港地ノ増加
「ボーキサイト」鹽木材ノ例ニ依リ不開港ヘノ寄港ハ迅速便
宜供與ヲナシツツアリ開港地ノ増加ハ輸出入額増大セハ考慮
スヘシ

外務省

（日本標準規格B5）

S 2.2.0.0-16

2095

B-0156

外機密

昭和16 一五八一三 暗 スラバヤ 六月十日 前發 通

松岡外務大臣

桑折創事

第二三二號

當地三井ノ得タル確報ニ依レハ經濟省ニ於テハ會商ノ成否如何ニ
拘ラス「カボツクシーズ」ノ對日輸出許可量ヲ六月以降月五百噸
ニ決定セル趣ナリ而シテ當地邦人組合ノ内地トノ成約現ニ三千五
百噸アリ右經濟省ノ措置ニ依リ本年一杯ハ新規商談不可能トナル
次第ナリ御參考迄
「バタヴィア」ヘ轉電セリ

電信寫

B-0156

0122

電信案	外務省
尚旅費ニ付テハ前報到着ノ上詳報ス 五〇〇〇但シ加治島金ハ一月分ナリ 其他雜費七五〇枚計三三五〇枚志費 一五〇〇事務費雇入費六〇〇備入雇入費五〇〇 〇〇〇計五七五〇ニ雜給及雜費、事務費借入費	

(日本標準規格B5)

大 次 官 臣
東 亞 局 長
南 洋 局 長
亞 米 利 加 局 長
條 約 局 長
人 事 課 長
會 計 課 長
南 洋 局 第 一 課 長
南 洋 局 第 二 課 長
條 約 局 第 一 課 長
通 商 局 第 一 課 長
通 商 局 第 二 課 長
通 商 局 第 三 課 長
通 商 局 第 四 課 長
通 商 局 第 五 課 長

(分類)

電信課長	電信案	電信省
主 管 通商局長ノ勅任事務官 主 任 通商局第六課長	電 送 第 21610 號 昭和十六年六月十日 午前七時 分發 宛 在ハチマヤ 件 駐邦向還使者ノ経費 名 通商第一三五號 發 松岡大臣 昭 和 十 六 年 六 月 十 日 起 草	前報資金一四、一〇〇円電送及内譯光ノ通
總務局長官ノ當中ハ	總務消費品七五〇円(以下内略ス)通信費五、	

電信課長

電信係

昭和十六年六月十日 起草

10 17

B-0156

り度

一、契約ハ鉄前ノ調印ニシテ然モ「ビリトシ」ノ要請
ニ依リ、契約量ヲ專ラ国内需要ニ充ツル為工場
ヲ増設シタル次第ニテ其製品ヲ独逸向ケト
スニトナシ

二、本年三十万トモハ工場操業ヲ内滑ナラ
シムル為絶対必要ニシテ上半期積取少キハ

電信案

外務省

(日本標準規格B5)

満船力半々積取りノ義務履行の結果ナ

リ下半期ニ於テ是若シ満船力配船セザンニ

於テハ邦船ニ依リ積取ハ半端ヲ為シ得ヘリ

三日輕日本「ア」ニ「面社」優先振替見書ヲ

存シ然モ此兩社ノ既契約ハ本年内未積取り

残二十四万トモナ故ニ若シ第三国ニ供給

スル為日本向ケヲ制限スル如キコトハ絶対ニ承認

電信案

外務省

(日本標準規格B5)

B-0156

電
信
案

外
務
省

出向せる在留邦人優先振替を推進せしむ
四、予て「モーター」ビリティに重役トシテ昨年十月ノ
契約締結に際し本年三十六万四千四百
九千取付一切事情を和らぐ

(日本標準規格B5)

B-0156

0128

外機密

昭和13 一五九三八 (略)

本 本 六月十一日 署名

松岡外務大臣

労働代表

會商第二三〇號ノ一(大至急、館長符號)

往電第二二九號ニ目シ

會談内容左ノ通り

下入國關係

電信寫

(1) 理論的ニハ現行法規ニ依レハ千六百名迄許可ノ可能ナルコ

ト明瞭ナリト認ムル處、爾ニ於テモ右ニハ異議ナカルヘシ又

爾側トシテハ實際上許可數ヲ過去ノ程度(最高二百五十名)

ニ限定スル意圖ナキモノト思召スル所如何ト責セル處「モ」

ノ御尤モナリ但シ移民救済力限度(本年ハ一萬)ニ達シ居

サル限り日本人ニ對シテハ懸念上ハ full quota (計、約千

六百名)迄許可シ得ル點ニシテ又許可數ヲ二百五十名ニ限定

セントスル次第ニハアラス唯一、一ノ場合ニ付法規ノ定ムル

手續ト調整ヲ完了セル上爾側ノ判斷ニ依リ之ヲ許可セントス

ル次第ナリト答ヘタリ

(2) 醫師及齒科醫ノ入國ニ關シ從來同意シ居タルニ拘ラス今次回

答ニ於テ齒科醫ヲ除外セル理由如何ト質セル處「除外セル

次第ニハアラス現在爾印ニハ相當數ノ日本人齒科醫アル處、

向ニ論スレハ齒科醫法違反ナレハ追放處分等ノ問題ヲ惹起ス

ヘシ依テ爾側トシテハ今次會商ノ成果トシテ調整的ニ協定成

S 2.2.0.0-16

2097

S 2.2.0.0-16

2096

B-0156

外機密

電信寫

0401

0400

4

立ニル場合ニハ現在ノ資料中一定數ヲ照リ正式ニ有テ
トシテ既而セントスル次第ナリト答ヘリ
ニ企業及營業關係

(4) 水産業ニ付テハ將來適當ノ機會ニ更ニ出スルコト可能ト認
メラルル處如何ト質セルハ特別ノ場合ニ付テハ以後考慮ノ用
意アルモ根本方針トシテ漁業ハ和蘭臣民ノ爲メ係シタキ意
ナリト答ヘタリ

(5) 小規模營業ハ大部分和蘭臣民ノ爲メ係ノ要アリト言ハラルル處
右ハ反面ニ相當部分ハ日本人ニモ許可スル所アルコトヲ意
味スルモノト思考スル處如何ト質セル處小規模ノshop 類ハ土
人ヲ教育向上セシメテ之ヲ經營セシムヘク今力ヲ注シタル

次第ナレハ外國人ニハ全然許可セスト言フ譯ニハアラサルモ
其ノ餘地ハ極メテ僅少ナリト御了承相成度ト答ヘタリ

三、交通、通信關係

(4) 日蘭印間直接航空連絡ニ關シ蘭側ハ將來適當ノ機會ニ協議ノ
用意アリト認ムル所如何ト質セル處戰後一應考慮シ見ル用意
ハアルモ本件ハ國防問題トモ關聯スル難問題ニ付之ヲ約束ト
取ラレサル様致度ト答ヘタリ

(5) 海底電線問題ハ「マラバール」無電聯絡ノミニテハ不充分ナル
コト判明スル場合ニハ更ニ協議シ得ヘク且「ヤツプ」！「メ
ナド」間海底電線ハ日本側ニ於テ費用ヲ負擔シ蘭側ニ迷惑ヲ
掛ケサル場合ハ其ノ利用ニ反對セラルル次第ニアラスト思フ

S 2,2,0,0 -16

2099

S 2,2,0,0 -16

2098

B-0156

0128

外機密

電信寫

0403

0404

13.4

昭和16 一五九三七 (略)

バタヴィア 六月十一日
本 省 十一日午後

松岡外務大臣

分府代表

會館第二三〇号ノ二(大至急、諸長待待致)

與物資關係

(4) 該會ニ付テハ前同委員及セル是等政府ノ決定ニハアラスト
スルモ自前代表都トシテ該會ト内示セルモノヲ壹萬五千ト
セラレタルハ該會心外アリト語リタル是本年三月ノミニ付テ
見ルモ壹萬噸ノ該會力強ヨリ神戸經國商船會社ヲラレ居リ
其ノ後佛印及「タイ」ヨリ日本同該會總出ハ該會大シ居ル
ト共ニ本年ハ飛行機用トシテ用ヒラルモノ多クニハ要ナル
軍需品ヲアレハ該會ヲ該會トシテ常備件ニハ重ニスルハ已ム
得スト答ヘタリ

(4) 該會以外ニモ該會終内示重ニ比シ「ボーキサイト」ハ壹萬
噸「コブラ」ハ貳萬噸「タンニン」材料ハ貳千五百噸少キ居
右ハ全圖的ニ對日物資供給量ヲ該會セントスル下心ノ表現ト
モ見ラレ甚タ不愉快ナリト語リタル該會決シテ右該會ニアラ
ス一年分ノ月割トセル爲該會切替テタル該會ナリ該會トシテ
ハ「ボーキサイト」ノ年二五萬噸トシ「コブラ」ヲ貳萬噸ニ
スルコトニ與該會「タンニン」材料ハ該會ノ後該會ノ上海
去ノ最高數字ヲ探レル次第ニ付右ハ該會切替ト答ヘタリ
(4) 該會「サイザル」及「ビツテコークス」ハ該會該會ニラン

S 2.2.0.0 -16

2102

S 2.2.0.0 -16

2101

B-0156

0129

電信寫

外機密

スル所如何ト質セル處、開闢ハ萬國電送其ノ他凡ユル問題ハ無
電ノ改善ニ依リテ實現シタク無電收入減少ノ惧モアリ海底電
線ニハ興味ナシト答ヘタリ（續ク）

S 2,2.0.0-16

2100

B-0156

0130

外機密

電信寫

0406

0405

1315

1315

トスル次第ナリヤト質セル處數字ヲ複討ノ上近ク同答シ得ヘ
シト答ヘタリ

(二) 我方ハ從來四月乃至三月ノ會計年度ヲ左様トシテ認識シ齒輪
モ一箇年單位ノ語ニ大體異議ナカリシニ突如全面的ニ一九四
一年ノ曆年ヲ基礎トセルハ不可解ナリト質セル處前備調度ハ
會計年度ト曆年トヲ同一視スルモノナル意目下ノ戦争ノ結果
如何ナル變ビヲ生スルヤ豫測シ難キニ付尚フ一箇年ノ約束ヲ
爲スハ困難ニシテ六箇月ナラハ約束ノ實行モ可能ト認メラル
ルニ付一九四一年トセル次第ナリ、半年後事情改善シ居ラハ
或ハ六箇月以上ノ新規約案ヲ爲スコトモ可能アルヘシト答ヘ
タリ

(三) 最後ニ從來國庫トシテハ誤謬及勤ニ付テハ對獨供給停止條件
ヲ重視セルモ其ノ他ノ物資ニ付テハ確約數量ハ之ヲ必ス供給
スハク確萬一ノ爲右條件ヲ留保ストノ態度ナリシ處今次國庫
カ一律ニ右條件ヲ強調シ居ルハ如何ト質セル處御説ノ通り認
識數字以外ハ萬一ノ爲減少シ得ル自由ヲ留保セルモノニシテ
實際的ニハ差當リ右條件適用ノ必要迫リ居ルモノトハ認メ居
ラス從テ對日供給ハ順調ニ行ハルヘシト答ヘタリ

五其ノ他

尙附屬一、ノ二七八、〇〇〇ハ二七九、〇〇〇ノ同達ナラス
ヤト指摘セル處嶺山局長ニ照會ノ上同答スヘシ「ハクター」
位ノ相違ハ問題トスル程ノコトナカルヘシト答ヘタリ(了)

S 2.2.0.0-16

2104

S 2.2.0.0-16

2103

B-0156

0001

電信寫

○ ○ ○ ○ ○

— 44 —

本 盤
省 合

六月十一日 倭發
六月十一日 倭着

通南

松岡外務大臣

第三九遊

新嘉坡内堀傳書使持參ノ一バタヴィア一發ノ閣下宛公信一紙開函
答文「マデキスト」一十二日當耶彼飛行機ニア空送ス

ハ
タ
ワ
イ
丁
一
二
聯
龍
セ
リ

外機密

電信寫

04072

秘
製
外
為
大
酒

[Faint, illegible handwritten notes]

十一、五、六、七、八、九、十

自分ハ「バタヴィア」近郊ニ行テハ何等公報ニ表シ居ラサルモ自
分ノ所シニテハ實ニ「慮ニ堪ヘス」數百年以上モ御リ日本トノ貿易
平和關係ヲ維持シ來リタル組織力對テノコトニテハ等ヲ賭スルハ
如何ニモ常談ニ合ハサルカ知ラ想フト強ク反省ヲ促シ覺キタリ
公使ハ此ノ事情ヲ通ヘ蘇ニル努力ハ此ヲストノコトナリシガ

金三

79

S 2,2.0.0 -16

2106

S 2,2,0,0 -16

2105

特扱

電信寫

昭和16 一六二四七 略 バタヴィア 六月十三日前發 通、南
本省 十三日後着
松岡外務大臣 芳澤代表

會商第二三五號（大至急）

本邦ヨリノ新聞及「ラジオ」放送ニ依レハ南側回答ニ就キル我方
四洲ハ十二日中ニ發電セラレタル趣ナル處當方ニハ十三日午前九
時ニ至ルモ接測シ附ラヌ如何ナル次第ナルヤ大至急御四電請フ

（丁）

外務省

S 2.2.0.0-16

2108

外機密

極秘

往電寫

總務部
二二〇三〇

昭和
十六年六月十二日午後八時

分發
管一

電信課作成

在米 野村大使
「ソ」 堀川大使

松岡外務大臣

日佛印國交渉經過ニ關スル件

別電合第一二四一號 局長付託被

一、邦人從來輸入許可申請ニ對シ法令ノ範圍内ニ於テ出來得ル限
リ好意的考慮ヲ加ヘ少ク共年千六百名迄ハ許可スヘシ

二、不便ナル特定外領地（瓜哇「マドラ」以外ノ地）ニ於テ邦人並
邦人企業雇傭ノ日本人以外ノモノヲ診療スル爲特定數ノ邦人並
師ノ開業ヲ許可スヘシ

S 2.2.0.0-16

2109

B-0156

三、車道又ハ合港ノ企業、營業ノ新設擴張ニ付國防上ノ理由又ハ住民ノ爲保留スル必要無キ限り許可スヘシ

四、若干地或ニ於ケル石油利権ヲ要求ス

五、日蘭印直通航空聯絡ニ付將來適當ノ機會ニ開設スルコトノ約束及暹谷、西貢ニ於ケル聯絡改善方ヲ要求ス

六、將來適當ノ機會ニ日本ノ管理下ニ日蘭印間最新式海底電線ヲ敷設スルコトヲ許可スヘキ旨約束スヘシ又現在ノ無線聯絡ノ改善方ニ付協力スヘシ

七、邦人企業ノ生産品輸出上必要アル場合特別ノ支障無キ限り沿岸航海自營ヲ許可スヘシ又現ニ沿岸航海ヲ營ミ居ル邦人カ隻数及

S 2,2,0,0 -16

2110

噸數ノ増加ヲ必要トスル場合特別ノ支障無キ限り許可スヘシ

八、日蘭印貿易ノ増大又ハ邦人企業發展ノ結果必要アル場合特産物積込ノ爲ノ不開港地ヘノ寄港又ハ其開放ニ付特別ノ支障無キ限り要請ヲ容ルヘシ

九、本邦品ノ輸入割當ニ付テハ就中蘭印民衆ノ必需品タル主要綿布及雜貨ニ付蘭印全輸入量ノ約八割ニ相當スル割當ヲ要求セリ

一〇、蘭印產物賣ノ對日輸出ニ付テハ我方ノ必要トスル各種重要物資ノ最低要求量(歲額年額二萬噸錫三千噸「ボーキサイト」四十萬噸「コブラ」二萬五千噸「ゴム」油一萬二千噸等等)ヲ明示シ確約方ヲ要求シ又代償トシテ我方ニ於テ特ニ買付ノ用意アルモノノ数量ヲ提示セリ

S 2,2,0,0 -16

2111

B-0156

夕機密

極秘

電信課作成

三三〇三三
二二〇二六

符

和

十六年六月

月十二日

七時

分

分

主

駐米大使館
駐米大使館

駐米大使館

駐米大使館

駐米大使館

駐米大使館

駐米大使館

駐米大使館

駐米大使館

駐米大使館

往電寫

駐米大使館

S 2,2.0.0-16

2112

即チ入國、企業、交通、通信問題ニ付テハ(一)終極ノ開港ハ特定地
方ノ邦人ノ爲ニノミ認ム(二)我方ノ要求セル石油領域中一部份ニ付
テハ利権ヲ與フヘシ他ノ部分ニ付テハ其成績ヲ見タル上將來考慮
スヘシト回答セル外ハ殆ト凡テ現状ヨリ一步モ出テス

通商問題ニ付テハ(一)輸入ニ付本邦品ノ輸出條件合理的ナル限り
印ノ需要ニ基キ向フ六ヶ月間ノ輸入割當額ヲ明示スヘシト述ヘ

(但我方要求ヲ其儘容ルルニ非スシテ單ニ我方輸出見越シニ便ス
ル爲先方ノ一方的決定数量ヲ明示スルモノナリ)(二)輸出ニ付關印
施各種物産ニ對スル我方最優的要素量ヲ削減セルモノアリ殊ニ糖
蜜ノ如キハ密年六月年二萬担ノ供給ヲ締約セルニ拘ラヌ一萬五千

S 2,2.0.0-16

2113

B-0156

題ニ制設シ又「ボーキサイト」ニ付テハ開國營業期間ニ年四十萬
題迄ノ供給契約アルヲ制設シ月二萬題ニ切下ケタリ是等制設ハ對
錫再輸出ヲ阻止センカ爲ナリト云フ加之各種物資ノ對日供給力直
接間接和蘭及其同盟國ノ利益ヲ害シ又ハ其ノ敵ヲ利スルト認ムル
協合ニハ更ニ制設シ又ハ禁止ムルコトアルヘク且其ノ唯一ノ制設
者ハ和蘭政府ナリトノ義然且不善ナル暫候條件ヲ新ニ附シテ確實
ナル實質ヲ與フルコトヲ道義シ又制設期間ニ物ニ依リ長短アリ一
ケ月乃至六ケ月ナルモ同國政府ノ一方的認定ニ依リ隨時隨地ニ制
設スルコトアルヘシト主張シ居レリ（殊ニ鐵礦、錫ニ付テハ最近
御印ヨリ鐵礦一萬題カ日本船ニ依リテ運ハレ日本經由製造ニ送ラ

S 2,2,0,0-16

2114

レタルノ事實アリト指摘シ居リ今後益々其ノ對錫封鎖ト歩調ヲ合
セ御印、「タイ」ヨリノ對日供給量ト配合セ更ニ前記一萬五千題
ニ付テモ其ノ一部又ハ全部ヲ制設スルコトアルヘシトノ態度ヲ示
シ錫ニ付テモ同様ナリ尙本年中ニ前記鐵礦一萬五千題、錫三千題
金部カ本邦向輸出セラルルモノトスルモ既ニ鐵礦ハ九千九百題、
錫ハ二千三百題輸入済ナルニ付今後ハ對日ノ數量制ヲ輕減五千百
題、錫七百題ヲ輸入シ得ルニ達ヤサル次第ナリ）
本館及別館對先 米、糖
別館ト共ニ詳ヨリ對、伊へ轉電アリタシ
別館ト共ニ米ヨリ英ニ轉電シ紐育へ逕電轉報アリタシ

S 2,2,0,0-16

2115

B-0156

極 秘

(宛先)

肥城

三井物産株式會社

(日附)昭和16年6月12日

特 36

生護謨七月積許可増量交渉サレタシ

結果八月以降、見込ト共ニ電返

注意事項

- (一) 外務省經由來出電ノ事實即チ特電依頼ノ事實ハ社外ニ對シ絶對極秘トスルコト
- (二) 特電ノ Confirmation ハ絶對ニ書カスコト
- (三) 如何ナル書狀ニモ「特電」「外務省經由來出電」又ハ之ニ類似スル字句ハ記載セザルコト

(分類

電信案

外務省

(日本標準規格 B5)

(暗)	電送第	22044	號
平路	6年6月13日 前夜	6時0分發	
第	件名宛	宛	
號	護謄積出許可量ニ 件	石沢砲領車 車バシカイフ	
	記錄件名	發	
	三井物産 佐和頼	杉島大	

昭和16年6月13日起草

電信課長

發電係

昭和16年6月13日起草

13 36

大 臣
東 次 長
南 洋 局 長
亞 米 利 加 局 長
條 約 局 長
人 事 課 長
會 計 課 長
南洋局第一課長
南洋局第二課長
條約局第一課長
通商局第一課長
通商局第二課長
通商局第三課長
通商局第四課長
通商局第五課長

(分類)

22310

電 信 案	電 送 第 22312 號	日 6. 6. 14 時 50 分 發		主 管 通商局 勅任事務官 主 通商局第六課長
		宛 在ハタヤ 石澤總領事	件 南洋産糖輸入方	記 録 件 名
外 務 省	第 三 一 七 號	南洋局第一課長 南洋局第二課長 條約局第一課長 通商局第一課長 通商局第二課長 通商局第三課長 通商局第四課長 通商局第五課長		發 松岡大臣
		中東電第四八七号ニ関シ 一、南洋調査員露中地方外通リ往來 二、取引先々内地輸入高(全部物入代付社)		昭和十六年六月十四日起草

電信課長

發電係

14 93

B-0156

三井	三井
三菱「セレクト」(カナボ)	三菱
「インター」 「ウレスタイン」 「マイニツ」	岩井
「カネウサ」 「ミラニドル」 「マツクレ」	加島
「セイキ」 「大田」 「タニキ」	宮崎
「野村」 「エニ」	大和
然んて右いふ七月分ノ輸出額ニ付「オフア」	

(日本標準規格B5)

輸出者	輸入代行者
得サレテ第ニシテ高工者及輸入組合ニ於テ 毛直接通信差上ノ規約ヲ設ケ先認 ヲ改ムンフトナリタリ 何テ輸入代行者(六社)リ其佐トシテノ 通商地方外輸出高社ト組合ニ相互 間ノ直接通信ヲ為サレムンフトナリ	

(日本標準規格B5)

B-0156

六月十日、日印國民參議會ニ於ル總督ノ參議會開會
演說中日商會商ニ關スル部分（總督發在京和蘭公使
宛電報ニ依ル）

過去九ヶ月ニ亙リ「パタヴィア」ニ於テ日蘭兩代表部間ニ行ハレ來
レル經濟交渉ハ一般ヨリ多大ノ關心ヲ招キタル處右會商ニ於テモ蘭
側ハ我對外經濟關係ノ基調タル一般原則ニ則レルモノナリ
當領人民ノ繁榮増進ノ爲ニハ人民ノ爲ニ自國內ニ於テ其適スル活動
ヲナスノ余地ヲ保存サルコトヲ要ス蘭領印度ハ母國ノ協力ヲ以テ
大部分自ラ其富強ヲ更ニ向上セシメ且所要ノ力ヲ出シ得ル程度迄發
展ヲ遂ケ居レリ

外國ノ資本及勞動力ヲ余リニ大マカニ許容スルコトニ依リ人民ノ向
上ノ爲有重要ナル要素ノ發達ヲ阻害スルコトハ正當ナラヌ別ノ原則
ハ從來ノ政策通り當領ニ於テハ友好國間ニハ差別ヲ設ケサルコトニ
シテ從テ一國ノ臣民ニ對シ他國民ニ許與サルモノヲ拒絕セサルト共

(日本標準規格B5)

S 2,2.0.0-16

2117

外務省

ニ何等特惠的地位ヲ創造スルコトヲ得ス尙當領ニ於テ業務ニ從事ス
ル外國ノ人及企業ハ其仕事ノ上ニ於テ國法カ内國臣民ニ與フルト同
様ノ保護並便宜ヲ供與シ居レリ
外國貿易ヲ出來得ル限り増進セントスル我等ノ希望ハ友好國全部ニ
及ブモノナル處此場合自己ノ利益及祖國ニ對スル義務トシテ我輸出
ニ依リ直接間接ニ激ニ物資供給ノ結果ヲ賣ラスカ如キコトヲ絕對ニ
防止セサルヘカラサルヲ基本的觀念トナス
右方針ノ下ニ在リテモ尙外國ノ利益ニ取リ勝カラサル余地アルヘク
右ハ現ニ外國ノ利益カ我貿易及海運ニ於テ占メ居ル地位ニ依ルモ例
證ヲラルル所ニシテ外國系ノ多數且多種ノ事業カ當領ニ設ケラレテ
リ多數外國人カ經濟方面ニ於ケル勤勞者トシテ吾人ノ間ニ於テ活動
ヲ許サレ居レリ而シテ日本モ其間相當ノ地位ヲ占ム
前記方針カ外國人ノ活動特ニ特定ノ原料ノ輸出ヲモ制限セントスル
場合其間ノ理由ハ極メテ明白且合理的ニシテ自國ノ爲將又戰爭遂行

(日本標準規格B5)

S 2,2.0.0-16

2118

外務省

B-0156

上正當ナル措置ニテモアルヲ以テ所定ノ方針ノ枉曲或ハ不徹底ナル
實行ハ之ヲ考慮スルヲ得サリシモノナリ斯ル情勢ノ下ニ於テ且又日
本ノ利益カ右原則ノ下ニ於テ永續性ト好意の取扱ヲ保障サラレアル
ノ實情ニ鑑ミ當初和蘭側ニ於テハ大規模ノ會商ニ關スル日本側ノ希
望ハ直ニ理解スルヲ得ス獨々有益ナルコトアルヘキ意見ノ交換ハ通
常ノ交渉機關ニ委テテ支ヘナカルヘシトノ意見ナリシモ日本側ノ
意ナル希冀ニ應シタル次第ナリ
然レ乍ラ日本代表部ノ到着後間モ無ク日本政府ハ三國條約加入ヲ宣
シ則下ノ戰爭ニ於テ其勝利ハ王國ノ滅亡ヲ意味スヘキ國ト同盟ヲ結
ヒタリ更ニ又其後數ヶ月シテ日本ノ責任アル人カ違ヘタル言明ハ和
蘭政府ヲシテ日本政府ニ對シ和蘭政府ハ蘭印ヲ如何ナル國ノ指導下
ニ於ルヲ問ハス大東亞新秩序内ニ入レントスル觀念ヲ排撃スルモノ
ナルコトヲ申入ルルコトヲ余備ナクサシメタリ斯ル重大ナル障礙ノ
發生ニモ拘ラス和蘭側カ所定ノ境界内ニ於テ双方ニ取り滿足の妥結

(日本標準規格B5)

S 2,2,0,0-16

2119

外務省

ニ到達スル被協力ヲ繼續サルハ我方ニ於テ善隣關係増進ノ用意アル
コトヲ如實ニ示スモノナリ
他面前記境界超越ノ拒絕ハ(以下電文「タズレ」ノ爲不明)ノ證左
ナリ
和蘭政府ハ充分ナル意見交換ノ後話合ノ點ニ關スル態度ヲ決定シ之
ヲ覺書ニ收メ本月六日日本代表部ニ手交サリ右覺書ニ對スル日本側
ヨリノ意見ハ未タ承知シ居ラス

(日本標準規格B5)

S 2,2,0,0-16

2120

外務省

B-0156

歐亞局 第三課長 大井 22528
 商局 第六課長 山本
 (内通) 三三
 分類

電信案	電信課長	主管 南洋局長 3 主任 第一課長	電送第 22529 號	昭和 16 年 6 月 18 日 午後 5 時 50 分 發	暗 電 略
			宛 名 件	件 名 宛	件 名 宛
外務省	發電係	昭和十六年六月十三日起草 三毛	在米野 ねん使	在蘇 建川 吉使	日南 仲 阿 吉 打 切 及
			芳沢 侯 弟 二 孫 氏 帰 京	金 令 二 回 元 件	左 第 一 二 六 四 號
往電 左 第 一 二 四 〇 号 二 回			蘭側 回 答 内 容 不 滿 意 ニ シテ 既 方 花 テ		
應 説 ス ベキ 限 ヲ 非 ヤル ノ ニ テ ス 假 令 會 商 ヲ			記 録 件 名 發		
			松岡 古 氏		

18 03

(日本標準規格 B)
B 2,2.0.0-16
2121

B-0156

外
務
省

ハ腫マ定ナ唯 外多上ノ午粒ヲ蓋ス層 指念總督ニ注シ 經省方促サシタタ
切 代事初日 合場ケルエト 決シ奉 申芳次
芳次代志及代事即座員 トナレリ。
俵館ニカキ書 常張席中ニカキ集シタリ。

(日本標準規格 B5)

[illegible]

外
務
省

打切ル元 我方ニ於テ / 殊ニ蘭側ヲ挑発スルカ如キ
 ニトシテキ限リ 我方ニ於テ 実質上 右程大ニ反節
 シテ 殊ニ蘭印産物資ノ獲得 自由ナラサル現狀
 ニ於テハ 本邦品ノ輸出モ大ニ 意味シテ 又 物資獲得
 蘭側ノ不要トスルモノ又ハ 蘭側が現ニ申出デ居ル程ハ
 數量ハ 假令成立セズトモ 夢違ノ商取引ニ依リテ
 買付ケ得バント思召セラルニ似テ 今次層高ヲ打

(日本標準規格 B5)

S 2,2,0,0 -16

2122

頭一西に立ち、
南洋に大なる

走

十三日、ローザ

大使、治書、事、
中、公、文、シ、英、
独、乙、カ、大、英、
切、合、一、同、情、
ニ、各、一、同、情、
予、野、心、有、る、
今、ニ、米、元、大、英、
ニ、各、一、同、情、
定、二、日、中、
予、保、守、に、
ニ、付、地、
決、セ、ラ、ル、
一、同、情、
云、ニ、
云、ニ、

The British nation can be counted upon to carry through to victory any struggle that it once enters upon no matter how long such a struggle may last or however great the sacrifices that may be necessary or whatever the means that have to be employed; and all this even though the actual military equipment at hand may be utterly inadequate when compared to that of other nations.

From "Mein Kampf"
by Adolph Hitler.
chapter 12.

同地ニ於テ、
ニ、付、地、
決、セ、ラ、ル、
一、同、情、
云、ニ、
云、ニ、

彼、
ニ、付、地、
決、セ、ラ、ル、
一、同、情、
云、ニ、
云、ニ、

外機密

電信課

大臣

次官

東亞 歐洲 米商 通商 條約 情報 文化 調查 儀典 文書 會計 秘書官

寫送先

昭和16 一六三九二 (暗)

本 省 六月十四日前發 通南

松岡外務大臣

芳澤代表

會商 第二三六號 大至急 (外機密)

蘭側ヨリ新聞談ニ依レハ日本政府ハ訓電ノ「バタヴィア」着ト同時ニ其ノ内容及政府所信ヲ東京ニ於テ發表ノ手筈ナル趣ノ處會商内容ノ發表ハ總テ兩代表部打合せノ上ニテ行フ了解ナルニ付右報道ハ間違カルヘシト思考セラルルモ爲念注意ヲ喚起致シ置キ度シト通知越セリ訓電未着ニ付政府ノ御方針判明セサルモ假令決裂ノ場合ニ於テモ何等蘭側ニ内報スルコトナク會商ノ内容ヲ一方的ニ發表スルコトハ諒解ニ反スルノミナラス將來ノ爲ニモ面白カラス

S 2,2,0,0 -16

2125

外務省

ト認メラルルニ付御發表力何等會商ノ内容ヲ含ム場合ニハ本使ニ於テ蘭側ト打合せノ上電報スルヲ待チテ是ヲ行ナハルルコトト致度
本電電信課ヲ放レタル時間午前十一時四〇分貴方到着時間御參考迄御回示ヲ請フ

(到着時間返電済)

電信課)

(了)

S 2,2,0,0 -16

2126

外務省

B-0156

0414

電信案	東亞新秩序建設ニ邁進シ東亞諸民族
外務省	大志要影響ヲ蒙ルルノ形勢トナリ
	ニ動ルセリ、結果日蘭印在協同關係ハ望
	ヲ蒙ルニ至リ殊ニ南印至極力戦争目的
	海陸軍和蘭東亞ニ波及シ南印ニ影響
	蒙ルト接衝ヲ運ス居ルカ本年五月欧
	二同盟セルニ依リ自來具作の支所開始方

(原議用紙乙)

S 2.2.0.0 -16

2128

B-0156

米電字

4615

電送總第 號

昭和 年 月 日 前 時 分 發

電信案	昭和十六年六月十五日
電信案	主 任
電信案	宛 主
電信案	發 主
電信案	記 録 件 名
電信案	轉 送 電
電信案	件 名
電信案	略 平
電信案	今 第 一四四 號 外 機 密
電信案	別 電
電信案	一昨午十一日我方ヨリ日蘭印至極力交渉開始
電信案	方和蘭政府ニ提議セル交同也政府ニ原則的

S 2.2.0.0 -16

2127

0416

1400

電信案

外務省

経済関係、依り、円滑に継続するべき旨、確言
島嶼関係、変化に拘はらず、南印、対日、経済
政策、同一基、戦禍に巻き込まれる結果生ず
其、対日供給、保証ヲ要求セリ、之に對シ、和蘭
一方、不取、南印、期待、る、重要物資、ニ付
確立ニ果る、実情、の、至急、開始ヲ要求、る
抑、もと、あり、し、り、和蘭政府ニ對シ、右、関係
確立ニ果る、実情、の、至急、開始ヲ要求、る

(原議用紙乙)

S 2,2,0,0-16

2130

0415

1400

電信案

外務省

一、緊要なる協力に依り、其、関係、確立ヲ期ス
市、島、政府トシテ、政府、戦争力、南方海面ニ進
出、及、る、ことニ、危、固、心、より、増、せん、勿、論、其、防、衛、要
建設、途上ニ在リテ、南印、資源、ニ對シ、期待、結
果、加、重、る、に、明、カニ、シ、テ、早、サ、ス、及、ン、テ、不、可、欠、ノ
資源、ヲ、確保、ス、ル、事、ニ、日、南、印、各、方、協力、固
係ヲ確立、ス、ル、事、東、亞、ノ、安定、ヲ、計、ル、ノ、要

(原議用紙乙)

S 2,2,0,0-16

2129

B-0156

0418

電信案

外務省

問題ノミナラズ一般通商関係ノ増進、邦人ノ入
 居、投資、企業投資、海運、航空及通信
 連絡等相宜ノ岐ニ互ルモノトシテカウチホ事
 項特に航空連絡、石川事等々何レモ才
 能ニ対シ極メテ寛大ニキヨク——セウ居ン来
 所ニシテ憶テ帝島政府ノ要求モ極メテ合理
 的ナルモノニテ何レモ日蘭印在協協力関係

S 2.2.0.0 -16

2132

0417

電信案

外務省

シ且斯ノミナラズトカ蘭印ノ死活的利益、合然シ
 東亞ノ平和亦定シ得ルモノトシテ確認シ積
 極的協力実践ノ意固シ明カニセリ
 帝島政府、日蘭印ノ在居意ヲ基礎ニハシ
 ビヤシニ於テ去年九月以來至情交好ヲ
 続シシ其ノ内情ナルニ妥結ニ多大ノ協力ヲ
 拂ヒ来レシ又日蘭交好ノ物産獲得

S 2.2.0.0 -16

2131

B-0156

電信案

外務省

然に、吾等、概化ト共ニ、蘭印ヲ回ル情勢、
支那ノ内情ナシ進、據ヲ困難ナラシムルニ至リ
去ル六日、蘭印側回答、甚ク不満足ナルヲ
ナラシメ、我々、重視スル必要物、治ヲ提、
ノ問題ニ付テハ、蘭印ノ都合ニ依リ、随時其ノ
数量ヲ減タシ、得ニ、オムストヲ主張セリ
此ノ問題ニ付テハ、從來、及、和蘭政府及蘭印

S 2.2.0.0 -16

2134

(原議用紙乙)

電信案

外務省

促進ノ基礎ニ立テハ、解決、実務ナルヲ
之ニ對シ、蘭印政府ハ、其ノ政策ノ基調、蘭印住
民、進歩、教育、及、開放ニ在リ、トテ、強調シ、居ル
モ、我々、提案カ、何等、拒ト、抵触セサルヲ
フトハ、明カニ、シテ、寧ン、蘭印トシテハ、果トノ至、
關係ヲ確立シ、東西ノ平和、安定ニ寄、スル
フトニ、依リ、在、政策ヲ促進シ、得ル、言フ、係、タス

S 2.2.0.0 -16

2133

(原議用紙乙)

B-0156

電信案

外務省

其ノ數増シ又リニハス

(了)

(原議用紙乙)

S 2,2,0,0-16

2136

電信案

外務省

ニ依リ日蘭印字平常關係ハ今後如何

之ヲ堅持スルハ謂フ所候タス尚存否打切

然レ乍ラ帝后トシテハ其ノ心正たん主張ハ依然

部ヲ引揚ケレハルコトニ決シタル如キナリ

ニ是ヲサシモト認メ存否ハ之ヲ打切リ代表

四者ノ如キ内実ニテハ此ノ際特ニ西隣協定ト夫

當るノ約束ヲ至言明アルコトニテアリ今次蘭側

(原議用紙乙)

S 2,2,0,0-16

2135

B-0156

0156

加之昨年工月
買油交渉等統一
際我方代表ニ就テ
及相センニ拘ラス南
其ノ数量ヲ石油
業者ヲシテ一方の
ニコシニシト
シテ発表セシナ
右ガ米等ニ係リ
先ニ南側ノ不償ノ
事創アリ

電	信	案
外	務	省
見アラバ折返シツ四電ヲ乞フ	申出ヲ一蹴セウシカシ	蘭側ニ對シ會商打ち切り通告ノ際右趣旨ヲ述ベ先方ノ
発表内容ハ由報ハ宣傳上モ不得策ナリト思存ス	場々ニ於ケル此種発表ニ付蘭側ノ干渉ヲ受ケヘキ限りニ非ズ	迎ヘムニシテ交渉妥結ノ場々ナラズ兎ニ角打ち切りノ
事実及我方ニ就テ打ち切り已ムヤシトスル理由ヲ内曲ニ	事案ハ	00

(日本標準規格B5)
S 2,2,0,0-16 2138

電	信	案
外	務	省
ワテ觸レ居ラス	貴電屋五第ニ三六号ニ因リ	件名宛
單ニ會商打ち切り代表引揚ゲノ	我方、發表文案ハ既電ノ通ニテ交渉内容ニ立入	在
	件ニ在蘭側申出ノ件	芳沢代表
	全高打ち切り用ニ發表方	杉岡古ん
	件	昭和十五年七月十四日起草
	記録件名	14 105

(日本標準規格B5)
S 2,2,0,0-16 2137

B-0156

B-0156

電 信 案	難 ナラシムニ至リ六日 ● 廣側代表ヨリ回答アリタル程度ノ	來 ● 行 ● 本 ● 日 廣印終情失抄ノ圓滿ニ進抄ヲ因	最近 ● 廣印ヲ繞ル情勢ハ「ハタウイ」工於テ其年九月以	暗 手略	電送第 222 號	昭和 7 年 6 月 14 日 午後 6 時 50 分發	主管
					件 名	宛	主任
外 務 省				會 議 第 一 四 六 號	日 廣印終情失抄ノ圓滿ニ進抄ヲ因	在ハタウイ	昭和十七年六月十四日起草
					報局致謝文書	茅澤 氏 表	
					記録件名	發	

14 100

外
務
省

2139

荷蘭創が交易中ニ於テスラ
 其ノ内容及経過ヲ逐一
 英米等ニ内報セルトハ
 確實ナル情報ニ依リテ
 明瞭ナル事實ナルコトナラス
 五月十四日ノ我方提議及
 六月六日ノ蘭側回答ノ
 如キモ平文ニテ之ヲ在
 京和蘭公使ニ電報シ居リ
 大ニ恐ラリ在倫敦和蘭
 政府ニ對シテモ同様電報
 シ居ルニトモ思フセウシ
 其ノ措置振不都合千萬
 ナルニ付、此記由米通
 告ノ際、以テ其意ヲ
 示セテ摘セウシカシ

04 15

14.0

電
信
案

外
務
省

内容ノモエハ此際持ニ國際協定トナスニ足ラスト認メ
政府ハ本末皆チ切ルコトニ決シ芳澤侯等即ニ歸
朝命令ヲ發シタリ

(原議用紙乙)

S 2.2.0.0 -16

2141

B-0156

0156

外務省

大臣 次官

歐亞局長

分類

電 信 案	外 務 省	通 り 會 商 ヲ 打 切 り 貴 代 表 及 代 表 部 全 員 ノ 引 揚 ケ ヲ 行 フ コ ト ニ 決 定	ヲ 基 礎 ト シ テ 交 渉 ヲ 繼 續 ス ル コ ト モ 無 意 味 ナ ル ニ 付 政 府 此 際 貴 見	今 回 蘭 側 回 答 ハ 不 當 ニ シ テ 應 諾 ノ 限 リ ニ 非 ザ ル ノ ミ ナ ラ ズ 右 回 答	貴 電 第 二 七 号 ニ 關 シ 第 一 四 七 号 ニ 關 ス ル 件	電 送 第 22206 号	主 管 南 洋 局 長 南 洋 局 長 官 印	宛 在 「 バ タ ウ イ ア 」 芳 澤 代 表	主任 第一部長 第一部長 官 印	昭和十六年六月十一日起草
						件 名 蘭 印 交 渉 打 切 ニ 關 ス ル 件	發 松 岡 大 臣			

電信課長

發電係

14 99

日本標準規格B5 2,2,0,0-16

2142

B-0156

0431
1421

電信案	ラ打切り引揚グルモノナルコトヲ明カニセラレ度シ	印關係が決裂シタルが如キ形ハ之ヲ避クルモ代表部トシテハ會商	行セシムルコトアルベキ旨ヲ明カニセラレ度ク、從テ此ノ際日蘭	三、若シ先方ニ於テ希望スルナラバ引續キ石澤總領事ヲシテ話合ヲ續	出ヲ爲スコトノ可否ハ貴代表ノ御裁量ニ一任スベシ	點ヲ明確ナラシムルコトヲ希望スルモ先方ニ對シ積極的ニ斯ル申	ニ日蘭印間一般通商經濟關係ハ從來通保持セラルベキモノナリトノ
-----	-------------------------	-------------------------------	-------------------------------	---------------------------------	-------------------------	-------------------------------	--------------------------------

(日本標準規格B5)

S 2,2,0,0 -16

2144

外務省

0430

1420

電信案	揚ヲ通告セラレ度シ	ニ於テ再考ノ余地ナキ旨言明シタル場合ハ直ニ會商打切、代表引	タル次第ナリト説明セラレ大局的見地ヨリ其ノ猛省ヲ促サレ總督	難ナル立場ニ陷ルヘキモ日蘭印關係ヲ顧念シ難キヲ忍ヒテ讓歩シ	最後案ハ若シ之ヲ發表スルトキ輿論ノ攻撃ニ遭ヒ内閣ハ極メテ困	一、手續上慎重ヲ期スル爲貴代表ニ於テハ一應總督ト會見セラレ我方	セルニ付左記諸點御含ミノ上善處相成度
-----	-----------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	---------------------------------	--------------------

(日本標準規格B5)

S 2,2,0,0 -16

2143

外務省

B-0156

0156

外務省

慮アリ度シ

五代表部引揚ゲノ時期ハ貴代表ニ御一任ス但シ石油關係者ハ代表部

ト引キ離シ引キ續キ居殘リ交渉ヲ繼續シ得ル様御配慮ヲ乞フ

(日本標準規格 B5)

S 2,2,0,0 -16

2146

電
信
案

外
務
省

トキキ付貴代表引揚ノ際ニ於ケル發表ハ之ト符合セシムル様御配

表ニ石井部長談ヲ附加スル豫定ナリガ内審ハ決定次第要領電報ス

電報アリ度シ尙發表ノ形式ハ會商打切ニ關スル簡單ナル情報局發

表ハ貴代表ノ會商打切通告直後ト致度ニ付平文ニテ「通告濟」ト

表部ニ於テモ同一歩調ニ出デラレ度ク我方決定ノ當地ニ於ケル發

象ヲ與フルコトハ努メテ避ケ輿論ノ激化ヲ防ク方針ナルニ付貴代

四當方ニ於テハ外部ニ對シ全様ノ趣旨ニ依リ全然決裂セルガ如キ印

(日本標準規格B5)

S 2,2,0,0 -16

2145

(日本標準規格B5)
S 2,2,0,0-16

2148

電信課長

發電係

14 97

昭和十五年六月十四日起草

外務省

(日本標準規格 B5)
S 2,2.0.0 -16

2147

內閣情報局發表（案）

最近蘭印ヲ繞ル情勢ハ客年九月以來「パタヴィア」ニ於テ續行シ來
レル日蘭經濟交渉ノ圓滿ナル進捗ヲ困難ナラシムルニ至リ六月六日
和蘭側代表ヨリ回答アリタル程度ノ内容ノモノニテハ此際特ニ國際
協定トナスニ足ラスト認メ帝國政府ハ今次交渉ヲ打切ルコトニ決シ
芳澤代表^{（使節）}ニ對シ歸朝命令ヲ發シタリ

以十六、六、十四、九、七、五、三、二、一、

電信案
 外務省
 昭和十一年五月 歐洲戦争の和議本國に波及し南洋に
 影響を蒙る事南洋経済の戦争目的の動員人等
 に結果は南洋経済関係は重大なる影響を蒙る形
 勢を呈し、東亞新秩序の建設に東亞諸民族の緊密な
 協力一依り其繁栄の確たる事帝國政府トシテハ
 歐洲戦争、南方海面に波及する事其要ハタリ得る
 ハ勿論、國防國家建設の途上ニテ南洋資源を對する
 期待益々加重スルハ明カニテ早中及之テ不可欠ノ源泉
 ヲ確保スルト莫ク~~事~~南洋経済協力関係ヲ確立シ
 東亞ノ安定ヲ期スル要切ナルアリテ以テ和議政府ニ
 對シ在實情確立に望み交渉ノ至急ノ開始ヲ要スル一方
 不取敢和議政府ニ對シ南洋協定ニ付其對白但論ノ保
 障ヲ要求セリ之ヲ知議政府ハ因國に戦禍に捲込マ
 レタ結果生じ包圍國際関係ノ善化ニ努メ南洋経済
 關係ノ善化ニ努メ南洋経済關係ノ善化ニ努メ南洋経済

S 2.2.0.0 -16

2150

(原議用紙乙)

電信案
 外務省
 昭和十一年五月 歐洲戦争の和議本國に波及し南洋に
 影響を蒙る事南洋経済の戦争目的の動員人等
 に結果は南洋経済関係は重大なる影響を蒙る形
 勢を呈し、東亞新秩序の建設に東亞諸民族の緊密な
 協力一依り其繁栄の確たる事帝國政府トシテハ
 歐洲戦争、南方海面に波及する事其要ハタリ得る
 ハ勿論、國防國家建設の途上ニテ南洋資源を對する
 期待益々加重スルハ明カニテ早中及之テ不可欠ノ源泉
 ヲ確保スルト莫ク~~事~~南洋経済協力関係ヲ確立シ
 東亞ノ安定ヲ期スル要切ナルアリテ以テ和議政府ニ
 對シ在實情確立に望み交渉ノ至急ノ開始ヲ要スル一方
 不取敢和議政府ニ對シ南洋協定ニ付其對白但論ノ保
 障ヲ要求セリ之ヲ知議政府ハ因國に戦禍に捲込マ
 レタ結果生じ包圍國際関係ノ善化ニ努メ南洋経済
 關係ノ善化ニ努メ南洋経済關係ノ善化ニ努メ南洋経済

S 2.2.0.0 -16

2149

(原議用紙乙)

B-0156

電信案	外務省	(三) 之ニ對シテ南印政府ハ其政策ノ基調ヲ南印住民ノ進歩ノ解決ニ寄与スルモノナリ 南印ノ進歩ハ日英印經濟協定關係促進ノ基礎ニ立テハ 石油事業等何レニテ第三國ニ對シテ極大ニ寛大ニ許可セラル 各ハ所ニテ從テ帝國政府ノ要求ニ極大ニ合理的ナルモノナリ 等相當多岐ニ立テテ是等事項特ニ航空連絡 在油事業等何レニテ第三國ニ對シテ極大ニ寛大ニ許可セラル 各ハ所ニテ從テ帝國政府ノ要求ニ極大ニ合理的ナルモノナリ 南印ノ進歩ハ日英印經濟協定關係促進ノ基礎ニ立テハ 石油事業等何レニテ第三國ニ對シテ極大ニ寛大ニ許可セラル 各ハ所ニテ從テ帝國政府ノ要求ニ極大ニ合理的ナルモノナリ
-----	-----	--

S 2.2.0.0 -16

2152

(原議用紙乙)

電信案	外務省	關係ハ依然圓滑ニ繼續スルヲ旨ヲ確言シ且斯ルニト ノ南印ノ政治的利益ニ合致シ東亞ノ平和安定ニ資スル モノナリトテ確認シ積極的協力實踐ノ意圖ヲ明ニセリ (南印) (三) 帝國政府ハ日南印ノ親善ノ基礎ニ「ハバグアイ」 施テ今年九月以來經濟交渉ヲ續行シ其關係ナル安 靜ニ多大ノ努力ヲ排シテ一層日南印交渉ハ重要 物資獲得問題ノミナラス一般通商關係ノ増進、邦人ノ
-----	-----	---

S 2.2.0.0 -16

2151

(原議用紙乙)

B-0156

電信案

（五）然し乍ら帝國トシテハ其公正ト主張ハ依然之ヲ堅持スルハ

部アリ據クルコトニ決シタル次第ナリ

附協定トリスニ足ラサルモノ認メ會商ハ之ヲ打切り代表

コトニテリ今次南側回答ノ如キは言フハ政府特ニ固

東度々和議政府及南印島島る、船東乃至言明アル

減少シ得ルモノトナスコトヲ主張セル康成問題ニ付テハ從

得ノ問題ニ付テハ、~~和議~~南側ノ都合ニ依リ臨時其數量ヲ

（原議用紙乙）

S 2.2.0.0 -16

2154

電信案

（四）然しニ結構戰ノ激化ト共ニ南印ヲ繞ル情勢ハ交渉ノ圖

進ナシ進歩ヲ困難トスルニ至リ、又日ノ和議側回答ハ其

タ不満足ナルノミナラス殊ニ錢貨ノ重視スル必需物資獲得

リ右政策ヲ促進シ得ルコト言フ後タス

（五）然しニ結構戰ノ激化ト共ニ南印ヲ繞ル情勢ハ交渉ノ圖

進ナシ進歩ヲ困難トスルニ至リ、又日ノ和議側回答ハ其

タ不満足ナルノミナラス殊ニ錢貨ノ重視スル必需物資獲得

（原議用紙乙）

S 2.2.0.0 -16

2153

B-0156

0444

14.1

電信案

外務省

言ヲ待タス 尚中軍會局ハ切ニ依リ 日露印海平常煙係
ハ今後何等ノ影響ヲ受クニスノ非ス

(原議用紙乙)

S 2.2.0.0 -16

2155

B-0156

0154

0450

1419

一、手續上慎重ヲ期スル爲貴代表ニ於テハ一應總督ト會見セラレ
方最後案ハ若シ之ヲ發表スルトキ輿論ノ攻撃ニ遭ヒ内閣ハ極メ
テ困難ナル立場ニ在ルヘキモ日蘭印關係ヲ顧念シ難キヲ忍ビテ
譲歩シタル次第ナリト説明セラレ大局的見地ヨリ其ノ猛省ヲ促
サレ總督ニ於テ再考ノ餘地ナキ旨言明シタル場合ハ直ニ會商打
切、代表引揚ヲ通告セラレ度シ
二、日蘭印間一般通商經濟關係ハ從來通保持セラルヘキモノナリト
ノ點ヲ明確ナラシムルコトヲ希望スルモ先方ニ對シ積極的ニ斯
ル申出ヲ爲スコトノ可否ハ貴代表ノ御裁量ニ一任スヘシ
三、若シ先方ニ於テ希望スルナラハ引續キ石澤總領事ヲシテ話合ヲ

S 2.2.0.0-16

2157

往電寫

0419

1419

極秘

外機密

總番二二二九六
符昭
號一和
十六年六月十四日午後八時十五分發
主南一
在「バタヴィア」 芳澤代表
松岡外務大臣
蘭印交渉打切ニ關スル件 同訓
第一四七號 主急、副長符號拔
貴電會商第二二七號ニ關シ
今回蘭印回答ハ不當ニシテ應諾ノ限リニ非サルノミナラス右回答
ヲ基礎トシテ交渉ヲ繼續スルコトモ無意味ナルニ付政府ハ此際貴
見通り會商ヲ打切り貴代表部全員ノ引揚ケヲ行フコトニ決定セル
ニ付左記諸點御意ミノ上善處相成度

S 2.2.0.0-16

2156

電信課作成

B-0156

0452

1431

ケル發表ハ之ト符合セシムル様御配慮アリ度シ
 貴代表部引揚ケノ時期ハ貴代表ニ御一任ス但シ石油關係者ハ代表
 部ト引離シ引キ續キ居残り交渉ヲ繼續シ得ル様御配慮ヲ請フ

S 2,2,0,0-16

2159

0451

1431

續行セシムルコトアルヘキ旨ヲ明カニセラレ度ク、從テ此ノ際
 日蘭印關係力決。緩シタルカ如キ形ハ之ヲ避クルモ代表部トシテ
 ハ會商ヲ打切り引揚クルモノナルコトヲ明カニセラレ度シ
 四當方ニ於テハ外部ニ對シ同様ノ趣旨ニ依リ全然決裂セルカ如キ
 印象ヲ與フルコトハ務メテ避ケ輿論ノ激化ヲ防ク方針ナルニ付
 貴代表部ニ於テモ同一歩調ニ出テラレ度ク我方決定ノ當地ニ於
 ケル發表ハ貴代表ノ會商打切通告直後ト致度ニ付平文ニテ「通
 告濟」ト電報アリ度シ同發表ノ形式ハ會商打切ニ關スル簡單ナ
 ル情報ヲ發表（要領別電會商第一四六號）ニ石井部長談（要領
 別電會商第一四四號）ヲ附加スル豫定ナリ貴代表引揚ノ際ニ於

S 2,2,0,0-16

2158

B-0156

0156

(西一信石印)

外
機
密

極
秘

往
電
寫

總番二二二七六
昭和十六年六月十四日午後六時五十分發
主前一

電信課作成

在バタヴィア 勞使代表
駐日外務大臣

日印交渉ニ關スル内閣情報局長發案文
會同第一回六號 逕達、別電

最近日印交渉ハ「バタヴィア」ニ於テ昨年九月以來行ヒ來
レル日印交渉ニ關スル内閣情報局長發案文ニ關シテ
六日內閣代議ヨリ同省アリタル種々ノ内容ノモノニテハ此際
日印交渉トナスニ足ラスト認メ政府ハ會同ヲ打切ルコトニ決シ
勞使代表ニ對シテ命令ヲ發シタリ

S 2,2.0.0-16 2160

B-0156

南(保石印)

外機密

極秘

總番二二三一八
昭和十六年六月十四日午後十時十分發
主一

電信課作成

往電寫

在バタヴィア 芳澤代表 松岡外務大臣
日、蘭印會商打切ニ關スル石井部長談話案文(別電)
會商第一四四號(至急)
(一) 昨年十一月我方ヨリ日蘭印經濟交渉開始方和蘭政府ニ提議セ
ル處同國政府モ原則的ニ同意セルニ依リ爾來具體的交渉開始方
蘭側ト折衝ヲ重ネ居タルカ客年五月歐洲戰爭和蘭本國ニ波及シ
蘭印モ影響ヲ蒙ルニ至リ殊ニ蘭印經濟力戰爭目的ニ動員セラル
ル結果日蘭印經濟關係ハ重大ナル惡影響ヲ蒙ルノ形勢トナリタ

0455
1415

リ東亞新秩序建設ニ遭遇シ東亞諸民族ノ緊密ナル協力ニ依ル共
榮關係ノ確立ヲ期スル帝國政府トシテハ歐洲戰爭カ兩方海面ニ
急激及スルコトニ無關心タリ得サルハ勿論國防國家建設ノ途上
ニアリテ蘭印資源ニ對スル期待益々加重スルハ明カニシテ早キ
ニ及ヒテ不可缺ノ資源ヲ確保スルト共ニ日蘭印經濟協力關係ヲ
確立シ東亞ノ安定ヲ圖ルノ要切ナルモノアリシヲ以テ和蘭政府
ニ對シ右關係確立ニ關スル交渉ノ至急開始ヲ要求スル一方不取
敢蘭印ニ期待スル重要物資ニ付其對日供給ノ保障ヲ要求セリ之
ニ對シ和蘭政府ハ同國力戰禍ニ捲込マレタ結果生シタル國際關
係ノ變化ニ拘ラス蘭印ノ對日經濟關係ハ依然圓滑ニ繼續スヘキ

B-0156

協力關係促進ノ進ノ基礎ニ立テハ解決容易ナルモノナリ
 (三)之ニ對シ蘭印政府ハ其政策ノ基礎カ蘭印住民ノ進歩、繁榮及解放ニアルコトヲ強調シ居ルモ我方提案カ何等右ト牴觸セサルモノナルコトハ明カニシテ寧ロ蘭印トシテハ日本トノ經濟協力關係ヲ確立シ東亞ノ平和安定ニ寄與スルコトニ依リ右政策ヲ促進シ得ルコト首ヲ俟タス

然ルニ經濟戰ノ激化ト共ニ蘭印ヲ繞ル情勢ハ交渉ノ圓滿ナル進捗ヲ困難ナラシムルニ至リ去ル六日ノ蘭印回答ハ甚ダ不満足ナルノミナラス殊ニ我方ノ重視スル必要物資獲得ノ問題ニ付テハ蘭印ノ都合ニ依リ臨時其數量ヲ減少シ得ルモノトナスコトヲ主

旨ヲ確言シ且斯クスルコトカ蘭印ノ死活的利益ニ合致シ東亞ノ平和安定ニ資スルモノナルコトヲ確認シ積極的協力實踐ノ意圖ヲ明カニセリ

(二)帝國政府ハ日蘭間ノ右合意ヲ基礎ニ「バタヴィア」ニ於テ客年九月以來經濟交渉ヲ續行シ其圓滿ナル妥結ニ多大ノ努力ヲ拂ヒ來レル處日蘭印交渉ハ物資獲得問題ノミナラス一般通商關係ノ増進、邦人ノ入國、從業、企業投資、海運、航空及通信連絡等相當多岐ニ亘ルモノナルカ是等事項特ニ航空連絡、石油事業等何レモ第三國ニ對シ極メテ寛大ニ許可セラレ居ル所ユシテ從テ帝國政府ノ要求モ極メテ合理的ナルモノニテ何レモ日蘭印經濟

張セリ此問題ニ付テハ從來度々和蘭政府及蘭印當局ノ約束乃至
 聲明アルコトニモアリ今次條約問答ノ如キ内容ニテハ此際特ニ
 國際協定トナスニ足ラサルモノト認メ會商ハ之ヲ打切り代表部
 ヲ引揚タルコトニ決シタル次第ナリ
 (五)然レ乍ラ帝國トシテハ其公正ナル主張ハ依然之ヲ堅持スルハ言
 フヲ待タス尙會商打切ニ依リ日蘭印間平常關係ハ今後モ何等ノ
 影響ヲ受クルモノニ非ス

0460

1460

外へ但書ヲ附シ居ルモ砂糖ノ買増ニ異議ナカルヘク「キニーネ」ハ最初開削力何桂ニテモ買付ケニ應スル意圖ヲ示シ又「サイザル」糖蜜ニ付テハ意見附陳ヲ留保シ居ルモ兎モ角問題ヲ商取引ニ移シ買付ケ實行ニ取掛ルコトセル次第ナリ
向本件ハ全部ノ輸入代社確定次第統制アル買付ヲ爲サシムヘキニ付不取取参考ノ爲前記物産ノ出廻リ状況、トシロ白「キロ」糖相場等御取調ノ上買付ニ應スル御氣付ノ點ト共ニ大至急御電アリ
貴向業者ノ思惑買ニ依ル値段上リ等來ササル様御配慮相成度
本電爲代表部へ交付アリ度
「スラバヤ」へ轉報アリ度

外務省

(日本標準規格B5)

S 2,2,0,0-16

2167

B-0156

0459

1459

暗 昭和十六年六月十四日午後八時發 通六
肩資金利用ノ爲開印物産ノ買付方ニ應スル件
在「バタヴィア」 石澤總領事 松岡外務大臣
第三一八號 秘照
「政府ハ最近増シタル肩資金ヲ利用シ左記開印物産ノ主懸買付方決定セリ
(一) 玉蜀黍二萬八千噸(「スラバヤ」宛往電第六八號ノ一萬五千噸ヲ除ク)
(二) 「カツサバ、ルート」一萬九千九百噸
(三) 砂糖十萬噸
(四) 「サイザル」四萬噸
(五) 「キニーネ」六十八噸
(六) 糖蜜五萬四千噸
開削回答ニ依レハ右物産中玉蜀黍、「カツサバ、ルート」ヲ除ク

外務省

(日本標準規格B5)

S 2,2,0,0-16

2166

B-0156

[illegible]

0468

電 信 案
外 務 省
使ト交換継続セラントナリヤト向ヒハ
若ハタニ「ク」ハ「揚」後東京ニ於テ和蘭公
官ハ若輩代表ヲ揚クニトモ決定セリト
ハ「揚」中「ヤ」ト留「ン」ニハ次
トトナレ今「揚」側「回」答ニ於テ日本政府
ハ「揚」中「ヤ」ト留「ン」ニハ次
ニ在「ン」ト認「キ」タ「ン」後日本「揚」中「回」答ニ於
テ「揚」力行使ノ場合英國亦捲「キ」込「ム」ニ
トトナレ今「揚」側「回」答ニ於テ日本政府
ハ「揚」中「ヤ」ト留「ン」ニハ次
ニ在「ン」ト認「キ」タ「ン」後日本「揚」中「回」答ニ於
テ「揚」力行使ノ場合英國亦捲「キ」込「ム」ニ
トトナレ今「揚」側「回」答ニ於テ日本政府
ハ「揚」中「ヤ」ト留「ン」ニハ次

(日本標準規格B5)

S 2,2,0,0-16

2170

0462

電 信 案
外 務 省
軍備ニ於テ他國ニ比シテ劣リ居「ル」場合トモ
勝利ヲ得「ル」迄關「心」ヲ下「ス」事ナクモ
指「引」シタ「ン」後英國ハ必「ズ」勝「リ」テ又第一
独「逸」カ勝利ヲ得「ル」時ハ世界ヲ征服ス「ル」危
陰「影」アリ「ル」事ハ「揚」中「回」答ニ於テ
米、蘇「聯」モ捲「キ」込「ム」ニト決定ナ
ルニ日本独「リ」中立ヲ維持シ得「ル」迄
ハ「揚」中「回」答ニ於テ

(日本標準規格B5)

S 2,2,0,0-16

2169

B-0156

全面的に拒否したリ
 日本側提案が現時ノ国内通商に鑑み如き
 二輪協定なるん力に我事務商の中ニハ
 姑一知キ出来エテ妥結し公表シタル場合
 此増進ノ政務ヲ受くるンヨリ寧ろ難マ
 三ノ~~カ~~表必要エナキニ至シムトナ
 素ヲスル存ントニテモ知ラニ~~レ~~省

(日本標準規格B6)

S 2.2.0.0-16

2172

タニニ付
 増進ノ政務ヲ受くるンヨリ寧ろ難マ
 シ増進外務省トシテ如何ニカシテ平和的
 二輪協定ヲ妥結セシムト乃熱意~~ヲ~~ヨリ
 若シ公表スレバ通商ノ政務中非難ニ堪エ
 其力如キ軟弱ナシ提案ヲ為シ満洲ノ
 受テ易キモノタラシメタルニ拘ラズ之ヲモ

(日本標準規格B6)

S 2.2.0.0-16

2171

B-0156

日本新聞記者の報告によらん標致をト求
 んる本國の報告によらん標致をト求
 (なんのうし) 日本新聞記者の報告によらん標致をト求
 教分予アノト又日本新聞記者の報告によらん標致をト求
 節力せん事案の報告によらん標致をト求
 被漢及錫茅カテ再行出せし其限り
 日本新聞記者の報告によらん標致をト求
 いお独再行出せし其限り

(日本標準規格B5)
 S 2,2,0,0-16

2174

又本國の報告によらん標致をト求
 現んる大程は改トス(キヤナキモ)
 解名種別(日本新聞記者の報告によらん標致をト求)
 全ク隔隔し難ク其心痛し其心痛し
 従テ先般和蘭の便に譲リてん其心痛し
 急ク其心痛し其心痛し其心痛し
 半の友人トシテ其心痛し其心痛し

(日本標準規格B5)
 S 2,2,0,0-16

2173

B-0156

0417

ニ亘ルモノデアルガ是等ノ事項、特ニ航空連絡ノ如キ既ニ第三國ト
蘭印ノ間ニ實施中デアリ企業投資ニシテモ石油事業ノ如ク英米資本
ノ活躍目覺シキモノアリ何レモ第三國ニ對シテ極メテ寛大ニ許可セ
ラレ居ル所デアル從テ帝國政府ノ要求モ極メテ合理的ナモノデ豊富
ナル蘭印資源ノ開發ニ參加スルコトト之ニ伴フ邦人ノ蘭印渡航、從
業、開發物資ノ輸送ノ爲ノ邦船不開港地寄航及一部沿岸航路ノ開
放竝ニ現地邦人漁業ノ發展等何レモ日蘭印經濟協力關係促進ノ基礎
ニ立テハ解決容易ノモノデアアル
之ニ對シ蘭印政府ハ其ノ政策ノ基調ガ蘭印住民ノ進歩、繁榮及解放
ニアコトヲ強調シテキルカ我方提案ガ何等右ト抵觸セサルモノデ
アルコトハ明カデ寧ロ蘭印トシテハ日蘭印經濟協力關係ヲ確立シ東
亞ノ平和安定ニ寄與スルコトニ依リ其ノ住民ノ進歩、繁榮及解放ヲ
促進シ得ルモノナルコトハ言フ俟タナイ所デアアル
然ルニ最近經濟戰ノ激化ト共ニ蘭印ヲ繞ル客觀的情勢ハ交渉ノ圓滿

(日本標準規格B5)

S 2.2.0.0-16

2178

外務省

0416

タリ得ナイノハ勿論、國防國家建設ノ途上ニアツテ蘭印資源ニ對ス
ル期待ハ益々加重スルハ明カデアリ早キニ及ンデ不可欠ノ資源ヲ確
保スルト共ニ進ンテ日蘭印經濟協力關係ヲ確立シテ東亞ノ安定ヲ圖
ルノ要切ナルモノガアツタノデ不取敢和蘭政府ニ對シ客年五月當時
ノ情勢ニ於テ蘭印ニ期待スル重要物資ニ付其ノ對日供給ノ保障ヲ要
求シ之ニ對シ和蘭政府ハ和蘭ガ戰禍ニ捲込マレタ結果生シタ國際關
係ノ變化ニ拘ラズ蘭印ノ對日經濟關係ハ依然圓滑ニ繼續スヘキ旨ヲ
確言シ且斯クスルコトガ蘭印ノ死活的利益ニ合致シ東亞ノ平和安定
ニ資スルモノナルコトヲ確認シ積極的協力實踐ノ意圖ヲ明ニシタ
帝國政府ハ日蘭間ノ敍上ノ合意ヲ基礎ニ「バタビア」ニ於テ客年九
月以來經濟交渉ヲ續行シ其ノ圓滿ナル妥結ニ多大ノ努力ヲ拂ツテ來
タノデアアル
日蘭印交渉ハ單ニ物資獲得問題ノミナラス一般通商關係ノ増進、邦
人ノ蘭印入國、從業、企業投資、海運、航空及通信連絡等相當多岐

(日本標準規格B5)

S 2.2.0.0-16

2177

外務省

B-0156

ナル進捗ヲ困難ナラシムルニ至リ、六月六日ノ和蘭側回答ハ甚ダ不
 満足ナルノミナラズ殊ニ我方ノ重視スル必需物資獲得ノ問題ニ付テ
 ハ和蘭側ノ都合ニ依リ隨時減少シ得ルモノトナスコトヲ主張シテ居
 ル。此ノ問題ニ付テハ從來度々和蘭政府及蘭印當局ノ約束乃至言明
 ガアルコトデモアリ今次蘭側回答ノ如キ内容ニテハ此ノ際特ニ國際
 協定トナスニ足ラザルモノト認メ、會商ハ之ヲ打切り代表部ヲ引上
 クルコトニ決シ芳澤使節ニ對シテ歸朝命令ガ發セラレタ次第デアル。
 併シ帝國トシテハ其ノ公正ナル主張ハ依然之ヲ堅持スルコトハ言
 フヲ俟タヌ所アル尙今回ノ會商打切りニ依ツテ日蘭印間ノ平常關係
 ハ今後モ何等影響ヲ受ケルモノデハナイ。

外務省

(H 本標準規格 B5)

S 2.2.0.0 -16

2179

B-0156

外機密

昭和16 一六五四八 (暗) バタヴィア 六月十五日午後發

本省 十六日前着

松岡外務大臣

芳澤代表

會商第二三七號(大至急、館長符號扱)

貴電會商第一四七號ニ關シ

今回ノ御訓令ハ種々ノ意味ニ於テ非常ニ重大ニ之アリ從テ本使ノ腑ニ落チサルニ、三ノ點ニ付御意見承知致慶シ即チ左記ニ關シ何分ノ儀大至急御回電請フ

一、總督ノ反省ヲ促スニ當リ「我方最後案ヲ發表スルトキハ輿論ノ攻撃ニ遭ヒ内閣ハ極メテ困難ナル立場ニ陷ルヘキモ」ノ文句ハ誰々ノ内閣ヲ相手トセス日本政府ヲ相手トシテ考ヘ居ル爾側ニ執リ何

電信寫

外務省

S 2,2,0,0 -16

2180

0480

2

等意味ナキノミナラス我國内政事情ノ窮狀ヲ訴ヘテ爾側ニ哀訴

スルカ如キ結果トナリ日本帝國ノ威嚴ニ關スル惧アルヤニモ存セラルルニ付本便トシテハ右文句ハ之ヲ用ヒサルコトト致度シ

二、日印間ノ通常ナル一般經濟關係保持ニ付テハ爾側回答中通商貿易關係前文末尾及二、末段ニ於テ之ニ言及シ居ルコトニモアリ又會商打切り後ニ於ケル在留邦人七千ノ動搖ヲ阻止スル目的ヨリ考フルモ本使ヨリ積極的ニ申入レ出來得レハ共同「コムミユニケ」中ニ其ノ趣旨ヲ折衷ム様爾側説得ニ努力スル積ニ付御舍々謝フ

三、石澤總領事ヲシテ斷合ヲ續行セシムルコトアルヘキ旨ヲ申入ルルコトハ我方カ會商打切りニ依リ毅然タル態度ヲ表明セントシ

外務省

S 2,2,0,0 -16

2181

B-0156

ルコトハ到底不可能ニテ右ハ本使ニ於テ努力スルモ斷斷ニ於テ承諾セサルコトハ理論上ヨリ言フモ又感情上ヨリ言フモ明白ナルニ付御會ミテ請フ（了）

乍ラ他面未練ヲ觀スモノトノ印象ヲ與ヘ帝國ノ威信上面白カラスト思考セラルルノミナラス前記ノ如キ申入ハ行ハストモ打切リ後ニ起ルヘキ諸種ノ問題ニ關シテハ總領事ニ於テ當然話合ヲ爲シ得ル筋合ナルニ付本件申入ハ爲ササルコトト致度シ
四會商打切ト決裂トノ差異ハ何處ニ在リヤ承知致度シ本使トシテハ會商ノ打切ヲ通告スルコトハ即チ會商ノ決裂ヲ意味スルモノト了解スル外ナク又貴電會商第一四六號發表文ハ何人カ見ルモ會商決裂ト解釋スル外ナカルヘキ處此ノ點ニ關シ更ニ明確ナル政府ノ御意暫竝ニ打切ト決裂ノ英語併セテ御同電相煩度
五石油關係ノ問題モ一般會商ノ一部ナルコトハ今更申上クル迄モナキ次第ナルニ拘ラス石油關係者ノミ居殘リ交渉ヲ繼續セシム

外機密

昭和10 一六五四八 (暗)

本 省 六月十五日午後
十六日前着

松岡外務大臣

芳澤代表

會商第二三七號(大至急、館長符號扱)

貴電會商第一四七號ニ關シ

今同ノ御訓令ハ種々ノ意味ニ於テ非常ニ重大ニ之アリ從テ本使ノ附
ニ落チサルニ、三ノ點ニ付御意見承知致度シ即チ左記ニ關シ何分ノ
儀大至急御同電請フ

電信寫

一、總督ノ反省ヲ促スニ當リ「我方最後案ヲ發表スルトキハ輿論ノ攻
撃ニ遭ヒ内閣ハ極メテ困難ナル立場ニ陷ルヘキモ」ノ文句ハ諸々
ノ内閣ヲ相手トセス日本政府ヲ相手トシテ考ヘ居ル閣側ニ執リ何

等意味ナキノミナラス我國内政事情ノ窮狀ヲ訴ヘテ閣側ニ哀訴
スルカ如キ結果トナリ日本帝國ノ威嚴ニ關スル惧アルヤニモ存
セラルルニ付本使トシテハ右文句ハ之ヲ用ヒサルコトト致度シ
二、日蘭印間ノ通常ナル一般經濟關係保持ニ付テハ閣側回答中通商
貿易關係前文末尾及二、末段ニ於テ之ニ言及シ居ルコトニモア
リ又會商打切り後ニ於ケル在留邦人七千ノ動搖ヲ阻止スル目的
ヨリ考フルモ本使ヨリ積極的ニ申入レ出來得レハ共同「コムミ
ユニケ」中ニ其ノ趣旨ヲ折込ム様閣側說得ニ努力スル積ニ付御
含ミ請フ

三、石澤總領事ヲシテ話合ヲ續行セシムルコトアルヘキ旨ヲ申入ル
ルコトハ我方力會商打切りニ依リ毅然タル態度ヲ表明セントシ

S 2.2.0.0-16

2185

S 2.2.0.0-16

2184

B-0156

外機密

電信寫

午ヲ他面未練ヲ強スモノトノ印象ヲ與ヘ當時ノ感傷上明白カ
スト恩考セラルルノミナラス前記ノ如キ申入ハ行ハストモ打切
リ後ニ起ルヘキ諸種ノ問題ニ關シテハ領事ニ於テ當然聯合シ
爲シ得ル能合ナルニ付本件申入ハ爲ササルコトト致度
四會商打切ト決裂トノ差異ハ何處ニ在リヤ承知致度シ本使トシテ
ハ會商ノ打切ヲ通告スルコトハ即チ會商ノ決裂ヲ意味スルモノ
ト了解スル外ナク又貴使會商第一四六號發雲文ハ何人カ見ルモ
會商決裂ト解釋スル外ナカルヘキ處此ノ點ニ關シ更ニ明確ナル
政府ノ御意請茲ニ打切ト決裂ノ英語併セテ御同電相煩度
五石油關係ノ問題モ一貴會商ノ一部ナルコトハ今更申上クル迄モ
ナキ次第ナルニ拘ラス石油關係者ノミ居獨リ交渉ヲ繼續セシム
ルコトハ到底不可能ニテ右ハ本使ニ於テ努力スルモ隨處ニ於テ
承諾セサルコトハ理論上ヨリ言フモ又感情上ヨリ言フモ明白ナ
ルニ付御含ミヲ請フ(了)

S 2,2.0.0 -16

2187

S 2,2.0.0 -16

2186

B-0156

極秘

歐亞局長

第三課長

在独在米在英

大使へて電ト

同称愛護シ電

タリ

(左方ニ電)

往電寫

總番二二三一九

昭和十六年

六月十五日

午後十一時

三〇分

第一

在バタヴィア 芳澤代表

松岡外務大臣

蘭印問題ニ關スル「クレイギー」次官會談

第一四九號 館長符號級

十三日英國大使次官ヲ來訪「ヒトラー」カ「マイン、カムプフ」ニ於テ「英國民ハ國爭ノ期間ノ長短、犠牲ノ大小、手段ノ如何ニ拘ラス其ノ軍備カ他國ニ比シ問題トナラサル場合ト雖勝ツ迄闘ヒ抜ク」ト奮々居ルコトヲ指摘シタル上英國ハ必ラス勝ツヘク萬一獨逸カ勝場合ハ世界征服ノ危險性アリ殊ニ蘭印ニ對シテハ獨逸自ラ野 心ヲ有スルコト及今ニ米、蘇共ニ戰争ニ捲込マルルコト必

電信課作成

S 2.2.0.0 -16

2188

定ナルニ日本ノ中立ヲ保チ得ル絶好ノ地位ニ在ルコトヲ説キ次

テ蘭印問題ニ關シ日本カ蘭印ニ實力ヲ行使スル場合英國モ捲込マ

ルルコトトナルヘキ處蘭側回答ニ對スル處置振如ト問ヒタルニ

依リ次官ハ芳澤代表引揚ニ決定セリト答ヘタルニ「ク」ハ引揚後

當地ニ於テ和蘭公使トモ交渉ヲ續ケラルル積リナリヤト問ヒタ

リ

右ニ對シ次官ハ左様ノ考ヘ無ク今ハ成行ニ委スノ外無シ外務省ト

シテハ何トカシテ平和裡ニ本問題ヲ處理セントスル熱意ヨリ公表

スレハ輿論ノ攻撃ニ堪ヘサルカ如キ軟弱ナル提案ヲ爲シ蘭側ヲシ

テ受ケ易カラシメタルニ拘ラス蘭側ハ之ヲモ全面的ニ拒否シタリ

S 2.2.0.0 -16

2189

B-0156

我提案カ現下ノ我國內輿論ニ鑑ミ如何ニ軟弱ナルカハ我事務當局
中ニハ斯様ノ案ニテ纏マリ公表シテ輿論ノ攻撃ヲ受クルヨリモ解
マラスシテ公表ノ必要無キニ至レルヲ喜フモノスラアルニ依リテ
モ知ラルヘシ然ルニ蘭側ハ斯クノ如キ外務省ノ心算シテ無視セル
次第ナリ

又我國ノ本問題ニ對スル輿論ハ新聞等ニ表ハレタルカ如キ生澁キ
モノニ非ルコトハ昨今頼リニ各種團體カ當局ヲ訪問シ強硬ナル進
言ヲ爲シ居ルニ依リテモ知ルヲ得ヘク我等ハ今本問題ヲ纏リ我國
特有ノ危險ニシテ懸レタル政治的勢力カ如何ニ動キ來ルヘキカニ
付心配シ居リ從テ先ニ自分カ和蘭公使ニ述ヘタル所ハ何等懸引若

S 2.2.0.0 -16

2190

クハ威嚇ニ非ス實情其ノ微ナリ然シ彼上ノコトハ友トシテ私見
ヲ述ヘタルニ過キサルニ付本題等ニ報告セラレサル様致度シト述
ヘタルニ「ク」ハ此國ニ蘭印即時占領論等ヲ唱フル過激分子アル
コト及日本ノ内閣力壓レタル勢力ニ動カサル事實ハヨク之ヲ承
知シ居レリ護謨、錫等カ利益ニ行カサル以上日本ニ賣ラサル理由
ナシト英國ニ於テハ思ヒ居ルカ蘭側ニ對シ獨逸ニ行カストノ保障
ヲ與ヘラレ居ル次第ナリヤト問ヒタルニ付次官ハ獨逸ニ行カサル
コトハ我方ノ繰返シ居ル所ナリト答ヘタリ
右會見ニ依リ次官ハ英側モ本問題カ最惡ノ事態ニ立至ルヘキコト
ヲ相當憂慮シ居ルヤノ印象ヲ受ケタル趣ナリ

S 2.2.0.0 -16

2191

B-0156

定ナルニ日本ノ中立ヲ保チ得ル絶好ノ地位ニ在ルコトヲ説キ次
テ蘭印問題ニ關シ日本カ蘭印ニ實力ヲ行使スル場合英國モ捲込マ
ルルコトトナルヘキ處蘭側回答ニ對スル處置振如何ト問ヒタルニ
依リ次官ハ芳澤代表引揚ニ決定セリト答ヘタルニ「ク」ハ引揚後
當地ニ於テ和蘭公使トテモ交渉ヲ續ケラルル積リナリヤト問ヒタ
リ
右ニ對シ次官ハ左様ノ考ヘ無ク今ハ成行ニ委スノ外無シ外務省ト
シテハ何トカシテ平和裡ニ本問題ヲ處理セントスル熱意ヨリ公表
スレハ輿論ノ攻撃ニ堪ヘサルカ如キ軟弱ナル提案ヲ爲シ蘭側ヲシ
テ受ケ易カラシメタルニ拘ラス蘭側ハ之ヲモ全面的ニ拒否シタリ

往電寫

十三日英國大使次官ヲ來訪「ヒトラ」カ「マイン、カムプフ」
ニ於テ「英國國民ハ鬭爭ノ期間ノ長短、犠牲ノ大小、手段ノ如何ニ
拘ラス其ノ軍備カ他國ニ比シ問題トナラサル場合ト雖勝ツ迄鬭ヒ
拔ク」ト奮キ居ルコトヲ指摘シタル上英國ハ必ラス勝ツヘク萬一
獨逸カ勝場合ハ世界征服ノ危險性アリ殊ニ蘭印ニ對シテハ獨逸自
ラ野 心ヲ有スルコト及今ニ米、蘇共ニ戰爭ニ捲込まルルコト必

極秘

總番二二三一九
昭和十六年六月十五日午後十一時三〇分發
在バタヴィア 芳澤代表 松岡外務大臣
(蘭印問題ニ關スル「クレイギー」次官會談)
第一四九號 館長符號撥

電信課作成

クハ威嚇ニ非ス實情其ノ儘ナリ然シ故上ノコトハ友トシテ私見
ヲ述ヘタルニ過キサルニ付本國等ニ報告セラレサル様致度シト述
ヘタルニ「ク」ハ以國ニ蘭印即時占領論等ヲ唱フル過激分子アル
コト及日本ノ内閣力隠レタル勢力ニ動カサル事實ハヨク之ヲ承
知シ居レリ護謨、錫等カ獨逸ニ行カサル以上日本ニ賣ラサル理由
ナシト英國ニ於テハ思ヒ居ルカ蘭側ニ對シ獨逸ニ行カストノ保障
ヲ與ヘラレ居ル次第ナリヤト問ヒタルニ付次官ハ獨逸ニ行カサル
コトハ我方ノ繰返シ居ル所ナリト答ヘタリ
右會見ニ依リ次官ハ英側モ本問題カ最悪ノ事態ニ立至ルヘキコト
ヲ相當憂慮シ居ルヤノ印象ヲ受ケタル趣ナリ

我提案カ現下ノ我國内輿論ニ鑑ミ如何ニ軟弱ナルカハ我事務當局
中ニハ斯様ノ案ニテ經マリ公表シテ輿論ノ攻撃ヲ受クルヨリモ經
マラスシテ公表ノ必要無キニ至レルヲ喜フモノスラアルニ依リテ
モ知ラルヘシ然ルニ蘭側ハ斯クノ如キ外務省ノ心盡シテ無視セル
次第ナリ
又我國ノ本問題ニ對スル輿論ハ新聞等ニ表ハレタルカ如キ生溫キ
モノニ非ルコトハ昨今頻リニ各種團體カ當局ヲ訪問シ強硬ナル進
言ヲ爲シ居ルニ依リテモ知ルヲ得ヘク我等ハ今本問題ヲ繞リ我國
特有ノ危險ニシテ隱レタル政治的勢力カ如何ニ動キ來ルヘキカニ
付心配シ居リ從テ先ニ自分カ和蘭公使ニ述ヘタル所ハ何等懸引若

1451

外務省

(原議用紙乙)

2197

外
務
省

電信課長 發電係

2196

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.jacar.go.jp/>

0417

電信案

外務省

生温ナモノ北ノコトハ 昨今頻リニ各種団体ノ當局ヲ
 又我國ノ本問題ニ對シテ連綿ハ 新用等ニ表ハレタム如ク
 然ルニ本問題ニ對シテ無視セシ次第ナリ
 此中 外務省ノ心算シテ無視セシ次第ナリ
 又 連綿ノ政教ヲ受クヨリ又 纏マラスシテ公衆ノ必要無
 事 連綿ニ鑑ミ 如何ニ軟弱ナルカハ 断殊ノ案ニテ纏マリ公表
 我事部當局中
 又 連綿ハ之ヲ全面的ニ拒否シタリ 外提案ヲ現下ノ我國内
 事 連綿ニ鑑ミ 如何ニ軟弱ナルカハ 断殊ノ案ニテ纏マリ公表

(原議用紙乙)

S 2.2.0.0-16

2199

0416

電信案

外務省

依リ以官ハ 芳澤代 表引揚ニ決定セリト答ヘタリ
 引揚後當地ニ於テ 和蘭ノ公使トシテ交渉ヲ経テ
 リナリト由セリ
 右ノ如クハ 存様ノ考ヘタリ今ハ 成行ニ事スノ外
 外務省トシテハ 何トシテ 平和ニ本問題ヲ處理セリト
 ス 然ルニ 公衆スレバ 連綿ノ政教ニ堪ヘサルカ 如何ニ軟
 弱ニ提案ヲ為シ 断殊ニテ受ケ易クシメタムニ 拘ラス

(原議用紙乙)

S 2.2.0.0-16

2198

B-0156

電信案

外務省

即時占領論案ヲ唱フ過激分子アルコト及日本ノ内閣
ノ隠レタル勢力ヲ示サシムル事實ハヨク之ヲ承知シ居レリ
東亞ニ於テ保護、錫等ヲ能ク行ハシ以上日本ノ責メ
ナル理由ナシト思ヒ居ルハ深創ニ對シ独逸ニ行カスト保障
ヲ與ヘラシ居ル次第ナリヤト問ヒ答ヘ付公官ハ独逸ニ行ハ
サルコトハ難ナシ我々ノ繰返シ居ル所ナリト答ヘテ趣キ
外務省會見ニ非ズ公官ハ英創ニ本問題ノ最要ノ

S 2.2.0.0-16

2201

(原議用紙乙)

電信案

外務省

等ニ報告セシムル様致意シト述ツルニ「タレハ此國ニテ南印
敘ヒノコトハ友人トシテ私見ヲ述ハスニ過キサルニ付本國
若クハ威嚇ニ執ス宜キ也。其儘進マシムルナリ然レシ
敘ヒノコトハ友人トシテ私見ヲ述ハスニ過キサルニ付本國
從テ先ニ自分ノ見分候ハ述ハスル所ハ何等懸引
氣政治的勢力ヲ如何ニ動キ来ルニ付心配シ居リ
我等ハ今本問題ヲ繞リ我國特有ノ危險ニシテ隠レ
紡由シ強硬ニ進言ヲ為シ居ルニ依リテモ知ルヲ得ルコ
繞

S 2.2.0.0-16

2200

(原議用紙乙)

B-0156

外機密

秘

電信寫

0493

1470

0493

1470

昭和16 一六七〇五 略
本 省 六月十六日午後
十七日午後

松岡外務大臣

第五〇九ノ號

十六日國務會議開會式ニ際シ總督ハ施政演説ヲ行ヒ内閣、外交、
各方面ニ亘リ過去ニ於ケル施政ノ概要ヲ説明セルカ日蘭會議ニ
關スル部分左ノ通

蘭印政府トシテハ國民ニ福祉増進、友好國ノ平等待遇、利便行爲
阻止ノ三原則ニ基キ對外交渉ヲ行フモノニシテ右原則ニ基キ既ニ
日本ノ利益ニ對シ好意的取扱ヲ與ヘ居ルモノナルニ拘ラス日本側
ヨリ各年演説ニ亘ル會議ハ開議ヲ申入レタルハ此方トシテ日本ニ

理解シ得サリシ所ナリシモ極ツテノ極ニテシニ依リ之ヲ承諾セ
リ然ルニ會議開始後同モ無ク日本ハ今次應戰ニ於テ勝利ヲ得本國
和議ノ模範ヲ齎スヘキ國ト同様に應戰ニ入り引續キ蘭印ヲ所謂東亞
共榮圈內ニ包含セントスル聲明ヲ發シタルカ蘭印ハ右聲明ハ應旨
ニ反對ナル旨ヲ明確ナラシメタリ斯ル聲明ニモ拘ラス蘭印力會商
ヲ繼續セルハ吾國國トノ友好關係ヲ希冀スルカ故ナリシモ前述ノ
原則ヲ堅持スル事コソ蘭印政府カ本國及當領ニ貢獻スル故ナリ故
テ右方針ニ基キ去ル六日我方可リ日本側ニ對シ最後の回答ヲ手交
セル次第ナリ（了）

B-0156

B-0156

大臣 次官 在

0456

(分類)

電 信 案	外 務 省	リスラ スラ 執リテ 田満各統ヲ 固リ保ルカニ付	同電一ノ長ハ 如何ニ知方ガ 難キヲ忍ビ 断ル	費電高第ニ三七号ニ因シ	第 一五〇 号 大 三 急	暗 電送第 略 年3月3日 時08分 件 名 在 ワ マ イ ア 芳 沢 代 表 松 岡 ち ん	宛 名 廣 高 折 切 ニ 因 ス 接 置 振 一 件	記録件名	主管 南 洋 局 長 主任 第一部長 昭和二十七年 三月十日 起草
						電 信 課 長 發 電 係 備 古			

2206

16 69

(日本標準規格B5)
S-2-2 0.0-16

無キモ、帝王政社トシテハ右ニ因リ日蘭印百ノ
 一般關係が忽チ破局ニ瀕シ日蘭百ニ干戈ニ
 訴ルノ已ムニキ事態が現出セルが如キ印象ヲ
 内外ニ與フルヲ^避ルニ務メ總カニ所商ヲ打切リ、
 代表部ヲ引揚ゲ、以テ我吾民ヲ慰撫セシムルが
 如キ情勢ヲ誘致セシムルガラントスルニ在リ送テ
 用語モ have decided to discontinue トセラル。△

(日本標準規格B5)
 S 2.2.0.0 -16

2208

先方ヲ「コミンテルン」セシムル^事ニシテ、南側が
 我々最後案ヲ容シサレバ内閣ノ立場困難ト
 アルベシトテ^{（ガキ）}難訴^{（ガキ）}ニ類目ニ非ザルニ付
 右の旨ニ上然ルヘキ答返^{（ガキ）}ニシテセラル。△
 同電ニ、いふ来ホノ通措置セラル。△
 同電三、及四、ニ付テハ、南側回答が協定ノ
 基礎トシテ取上げ得ヤ^{（モナリ）}以上、會商ハ打切りノ外

(日本標準規格B5)
 S 2.2.0.0 -16

2207

B-0156

口頭ニテ輕ク表示セシメントノ意味ニテ、我々が
 猶高ニ未練ヲ殘シ居ル事、其印象ヲ
 先方ニ與フルハ、其意ニ非ザルニ付、此ノ辺ノ言ハ
 小ハ貴方ニ對シテ、其意カセス
 四、石油関係者ノ殘留ハ、如記三ノ趣旨ヨリ
 関係ニ於テ、希望ニ對シテ、出来得ル限リ
 増強相成ルニ付、其意ニ對シテ、其意カセス
 増強相成ルニ付、其意ニ對シテ、其意カセス

(日本標準規格B5)

S 2.2.0.0-16

2210

使用相成ラザル様致ス。又、石油関係者
 ランテ話合ヲ續行セシムルニ付、其意カセス
 日南印万通商ノ維持ニ付、其意カセス
 ノ見地ヨリ、高ノ議トナレル事項ニ付、其意カセス
 今後、必要ニ應ジ、隨時同總領事ランテ交渉ニ
 當ラシムルノ用意アリト、其意カセス
 其意カセス

(日本標準規格B5)

S 2.2.0.0-16

2209

B-0156

電 信 案	外 務 省	要之、通常ノ経済関係ニ之ヲ保持スノ見地ヨリ
		個々ノ問題ニ付テハ、今後モ折衝スルノ要アリ、次第
		ナリ付、折衝旨ヲ以テ可也、商創ニ就ン、以應酬、相成ル
		様、配慮ヲ、サ、致、ス、ル

(日本標準規格B5) S 2.2.0.0-16 2211

B-0156

0156

外機密

六月

昭和十一年六月十七日

ハタツイア 六月十七日

松岡外務大臣宛

六月十七日

會商第二回二號ノ一（主眼、商長待遇）

貴會商第二回七號及第一五〇號ニ關シ

十八日午後五時總督ト會見（「モ」「ホ」及石澤同席）本便ヨリ

五月十四日附我方提案ハ最も妥協的ナル精神ヨリ作成セルモノニ

シテ若シ其ノ内容ニシテ發表サレシカ國論ハ必スヤ沸騰シ政府ハ

甚タ困難ナル立場ニ陥ルヘキコト豫想ニ難カラス然ルニモ不拘日

本政府ニ於テ右態度ノ提案ヲ作成シタルハ會商ノ圓滿ナル妥結ヲ

圖ラントスル誠意ニ出テタルモノナリ然ルニ本月六日附貴會商

電信寫

0495

1472

ハ日本政府ニトリテハ不満足ニシテ此ノ程度ノモノナラハ協約ヲ

締結スル基礎トシテハ不充分ナリ右ノ理由ニ依リ政府ハ自分ニ對

シ閣下ニ面會ノ上閣下ノ慎重ナル再考ヲ促シ以テ兩側カ協約ノ基

礎トスルニ足ルヘキ一層讓歩的の回答ヲ與フル様取計ハレンコトヲ

要求スル様訓令載シタリ若シ閣下ニシテ再考ノ餘地ナシト言ハル

ルニ於テハ自分ハ日本政府ノ訓令ニ基キ今次會商ノ打切ト自分及

隨員ノ引揚ヲ通告スル次第ナリト述ヘタリ以上ハ閣下ナキヲ期

スル爲書物ニシテ朗讀セリ

總督ハ右ニ對シ閣下ノ回答ハ慎重ニ審議セル結果ニシテ最早再考

ノ餘地ナシ

自分ハ獨側回答ヲ基礎トスル協約ニ對シ兩國責任者カ諒印シ得ル

S 2.2.0.0-16

2213

S 2.2.0.0-16

2212

B-0156

外機密

電信寫

コトヲ期待シ居リタルモノナルカ日本側ノ商意ヲ得ル
ハ遺憾ナラヌ已ムヲ得サル所ナリ乍然今回ノ會商ニ依リ
解カ日本側ニ對シ明カトナリタルハ有益ナリト思考シ居
ヘタリ次テ本館ハ十六日國民參議會ニ於ケル閣下ノ演説及六日
同答中ニハ日蘭印間ノ通常ノ經濟關係ヲ維持スルコトハ
望スル所ナル趣旨現レ居ル處右ハ日本側ニ於テモ同様ナルニ付會
商打切後ト雖今次會商ノ議題トナレル項目ニ付テモ必
時石澤總領事ヲシテ交渉ニ當ラシムル用意アリト述ヘタル處
ハ右ハ蘭側ニ於テモ同感ニシテ會商不成立ニ依リ日蘭間ニ懸
ノ生ズルコトハ之ヲ欲セサル次第ニシテ通常ナル經濟關係ノ維持
ヲ期スルニ於テモ致スル所ナリト答ヘタリ

S 2,20.0-16

2214

B-0156

外機密

電信寫

0497

0498

1475

昭和16 丁六七四二 (電) バタヴィア 六月十七日午後
本省 十八日
松岡外務大臣 芳澤代表

重商第二四二號ノ二(至急、通長符號發)

依テ本使ハ別電共同「コンミunique」發表ノ有益ナル旨ヲ示唆シ
タル處總督之ニ同意シ日本側ノ好意ヲ多トスル旨答ヘタリ本使ハ
引續キ關係トシテハ其ノ回答中ニ示サレタル輸出物資ノ數量ハ密
商打切ニ拘ラヌ日本ニ對シ供給ヲ續ケラルルモノト了解スル處如
何ト質シタル處總督ハ兩側回答ニ明示セル條件ニ從ヒ供給スルコ
トニ異議ナシト答ヘタリ仍テ本使ハ日本側トシテモ會商打切ニ不
拘而印領カ輸出ヲ希望セラルル砂糖其ノ他數種ノ農産物ハ密商ノ

許ス限リ大體ニ於テ我方覺書記ノ程度ノ數量ハ輸入スル積リナ
ルカ(重領事務宛電第三一八號)詳細ハ石澤總領事ト經濟省間ノ
詰合ニ該ルコトトスヘシト述ヘタル處總督ハ謝意ヲ表シ居リタリ
(以下略)
次ニ本使ヨリ石油ニ對スル問題ハ先般特ニ兩側ノ主張ヲ尊重シ今
次會商ニ於テ一活討議スルコトニ同意セル次第ナルカ會商打切リ
トナルモ本件丈ケハ石油關係者即チ伊藤(藤)氏ノ他ノ關係者ヲシテ
印政府ト交渉ヲ續ケシムルコトト致度ト強調セル處總督ハ貴使ノ
希望ハ自分ニ於テ之ヲ容ルルコトト致スヘキモ交渉ノ爲居残ルヘ
キモノハ「コンマール・ビールス」ノミヲ許可スヘシト答ヘタ
リ(了)

S 2.2.0.0-16

2216

S 2.2.0.0-16

2215

B-0156

外機密

六通

電信寫

昭和18 一六七四一 平 本 六月十七日 發

本

省

十八日 前

松岡外務大臣宛

在ワシントン 芳澤代表宛

(別添電) 會商第二四四號 (別電、館長符號抜)

Both Japanese and Netherlands Delegations greatly regret that economic negotiation which has been conducted between them has unfortunately come to no satisfactory result. It is needless however to add that discontinuation of present negotiation will lead to no change of normal relations between Japan and Netherlands Indies.

S 2.2.0.0-16 2217

B-0156

南一

特扱

電信寫

500
147

昭和 一六七二三 平
本 バタヴィア 六月十七日午後
省 十七日夜増
松岡外務大臣
第二四一號
通告済
勞澤代表
通

外務省

S 2.2.0.0-16

2218

極秘

往電寫

在米 野村大使
蘇 建川大使
日蘭印會商打切及芳澤使節ニ對スル歸朝命令ニ關スル件
合第一二六四號 急
往電合第一二四〇號ニ關シ
蘭側回答ノ内容ハ甚々不満足ニシテ我方ニ於テ應諾スヘキ限リ
ニ非サルノミナラス假令會商ヲ打切ルモ我方ニ於テ殊更蘭側ヲ
挑發スルカ如キコト無キ限リ我方ニ對シ實質上左程大ナル反動
無ク殊ニ蘭印產物賣ノ獲得自由ナラサル現状ニ於テハ本邦品ノ

松岡外務大臣

總番二二五二八 (一)
二二五二九 (二)
和 昭 十六年六月十八日午後二時五〇分發
管 主

S 2.2.0.0-16

2219

B-0156

0200

密

葉山事務室
根室事務室
水田事務室
西村事務室

V. 日露印會商經過目次（前承）
昭和十六年六月十八日現在 南洋局第一課

- 一 我方交渉方針
- 二 我方第二次案提出
- 三 入國、金貨、交通、通信問題等ニ關スル我方第二次要求
- 四 物資買付問題
- 五 物資買付案提出
- 六 關印物資買付ニ關スル我方提案
- 七 石油交渉
- 八 石油地権ニ關スル我方提案
- 九 關側要人ノ談話
- 十 東京ニ於ケル工作
- 十一 大藏次官「ハリス」ト公使會談
- 十二 關松岡大臣「タレーギ」ト大使會談

(H 本標準規格 B6)

S 2.2.0.0-16

2221

外務省

輸出事務官大ニテ意味無ク又物資獲得ニ付テモ關側ノ不要トス
ハリスニ對シテハ關側ノ要求ニ準據テ關ル程度ノ数量ハ假令協定成立
ストモ普通ノ關稅引ユ依リテ買付ケ得ヘシト思考セラルルニ依
リ今次會商ヲ打切ル度ヲ定メ唯外交上ノ手段ヲ盡ス爲更ニ芳澤
代表ヲ以テ爲急總務ニ對シ極力省方便サシメ關ルモ總督ハ再考ノ
餘地無ク會同答セシユ依リ致ユ會商ヲ打切ルコトニ決シ芳澤代
表及代表團全員引揚タルコトナリ
本電宛先 關印往電通り
關印往電通り轉電及略過アリ底シ

S 2.2.0.0-16

2220

要再四
三

B-0156

三 大橋次官「クレイギー」大使會談
八 同盟運賃ニ關スル蘭側抗議
九 彼我新聞論争
七 蘭側回答提出
十 會商打切

外
務
省

(日本標準規格B5)

S 2,20,0-16

2222

B-0156

0202

一九六 我方交渉方針

前記石澤「ホ」會談ハ今後芳澤「モ」兩代表間ニ行ハルヘキ會談ノ地均トシテ行ハレ居ルモノナル處前記關係態度ニ鑑ミ現在ノ國際情勢ノ下ニ於テハ我方要求ノ全面的貫徹ヲ期スルハ至難ノ業ナルヘキモ我方トシテハ今暫ク歐洲戰爭ヲ中心トスル國際政局ノ推移ヲ見守リ、充分之ヲ利用スルノ策アリ今本件交渉ヲ有耶無耶ニ終ラシムルトキハ内外ニ與フル惡影響甚大ナリ、殊ニ入國企業等ノ問題ニ關シ軟化ノ態度ヲ示シ妥協スルトキハ蘭側ノ思フ盡ニ嵌リ爾餘ノ問題ニ付テハ在「パタビア」日本總領事ヲ通シテ交渉セハ足ルトテ之ヲ我代表部退出ノ口實ニ利用スヘシ
他方我方ニ於テハ重要物資ニ付内地在庫量手薄ナル事情アルノミナラス對蘭印輸出ノ見當付カサレハ我方物動計畫モ立タサル次第ナルヲ以テ重要物資ノ確保ハ進眉ノ急ニ迫ラレ居ル實情ナリ依テ我代表部ハ飽迄モ居残り今後ハ先ツ交渉ノ重點ヲ漸次通商問題

外務省

殊ニ重要物資獲得ニ移行シ之ヲ先決スルト共ニ入國、企業等ノ問題ニ關シ我要求原案ハ執拗ニ之ヲ「フツシユ」スルノ方針ナリ之ヨリ先石澤「ホ」閣下交渉ノ結果入國企業問題ニ關スル蘭側ノ態度モ大体見極メ付キタリトテ代表部ヨリ右問題ニ關スル妥協案提出ノ可否ニ付請訓アリタルヲ以テ妥協案提示ハ差控ヘ大体右ノ方針ニテ進ム様回訓アリタル次第ナル處芳澤代表ヨリ政府ノ意向確メノ爲一時歸朝致度旨仄カシ來レリ石ニ對シテハ松岡大臣訪獨伊ノ爲留守中ノコトニテハアリ旁右方針ノ下ニ引續キ現地ニ留マ

外務省

B-0156

秘

昭和十六年六月十八日

外務省通商局第六課長

鈴木六郎 殿

拜啓 益御清祥之段奉賀候 陳者

一、蘭印護謨情報

蘭印護謨ニ就キ

一、七月積輸出許可半減サレタル理由

二、七月積輸出許可増量方交渉ノ事

三、八月以降ノ輸出許可ノ見込

右ノ三項弊社バタバア支店ニ對シ照會仕候處本日左記ノ通り電
有之候間御報告申上候

六月十七日バタバヤ出電（十八日入電）

三井物産株式會社

査護課
課員

(1)

(2)

三井物産株式會社

「蘭印當局ノ方ニ對スル極秘説明ニ依レバ當初蘭印護謨日本送
リ許可數量一年一五八〇〇キロトン査定上半年許可済九、〇〇
〇キロトンヲ控除七月以降毎月一六五〇キロトン許可ノ腹案ナ
リシモ當初佛印護謨一年三五〇〇〇キロトント推定サルモノ其
後四〇〇〇キロトンニ増加セリト信ズベキ情報アリ 依テ蘭
印護謨一五〇〇〇キロトンニ削減本年中許可發五、〇〇〇キロト
ンヲ以テ七月以降毎月八〇〇キロトン供給ヲ認メントスルモノ
ナリ 本問題ハ日蘭會商ニ於テ最重要課題トシテ討議セラレ蘭
印數量増加拒絶ノ爲メ正ニ會商全ク行儀ミツツアルモノニシテ
會商ニ於テ蘭印護謨ヲ見ザル限り當方交渉ノ餘地全然ナシ」
右 申 上 度

切

B-0156

0204

502

1470

尙本件買付ニ關スル詳細ナル指令ハ三井及三菱賣地支店ヨリ貴官ニ
報告ノ旨ナルニ付御承知相成度
本電報代表部ヘ交付アリ度
「スラバヤ」ヘ轉達アリ度

外務省

(日本標準規格B5)

S 2,2,0,0-16

2226

301

此一万二千先
多キ此中又
政府の要
三井の要
スラバヤ
スラバヤ



昭和十六年六月二十日後八時發
爪哇糖買付方ニ關スル件
在バタヴィア 石津總領事
第三二五號 極秘
往電第三一八號ニ據シ
先ツ砂糖十萬噸一往電第二七〇號ノ一萬二千噸ヲ含ム一三井及三菱
ヲシテ買付ケシメ六月ヨリ十月迄ニ定期船一内地揚一及臨時船一兩
揚一ヲ以テ積取ルコトニ決定セリ
然ルニ右ハ關稅後同答ニ於テ希望セル數量ヲ超過スル次第ナルニ
付要スレハ關稅政府ニ對シ日本領トシテハ交渉安結セサルモ買付方
提案セル物資ハ重大ナル支障起ラサル限リ買付クル方針ナリト説明
ヲ與ヘラレ關稅同答揚配ノ重要物資ニ關スル輸出許可發給ヲ迅速ナ
ラシムルコトト多少ノ増量一應誤及錫ニ付サハ三井ニ關ナルヘキモ一
モ承諾セシムル手段ニ利用方法御配慮相成度

松岡外務大臣

總六

外務省

(日本標準規格B5)

S 2,2,0,0-16

2225

B-0156

0205

外機密

昭和16 一七二四八 (暗)

本 省 六月二十一日夜發

通

松岡外務大臣

石澤總領事

第五二四號

貴電第二九八號、第二九九號及代表宛會商第一三八號ニ關シ(蘭印錫買付契約方ノ件)

錫、滿俺及「ボーキサイト」ノ契約尊重方ニ付テハ會商中展々蘭側ノ反省ヲ求メタル次第ナルカ蘭側ハ右契約ノ存在ヲ否定ハセサルモノナレハ考慮ノ餘地ナシト主張シテ讓ラス會商打切りノ今日本件ヲ蒸シ返スモ效果ナキコト明カナレハ後日適當ノ機会ヲ待チ更ニ努力スルコトト致度シ(了)

電信寫

B-0156

0208